

○議事日程（平成30年12月26日第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	北倉義博	2番	岩永義仁
3番	長澤龍夫	4番	大橋三男
5番	三田正敏	6番	吉田太郎
7番	早崎百合子	8番	野村永一
9番	田中敏弘	10番	松永民夫
11番	林輝見	12番	青山貞一
13番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝	副町長	柏渕裕昭
教育長	並河清次	総務部長	田中信行
総務部総務課長	中島恵美	総務部企画政策課長	川地憲元
総務部税務課長	西川敏明	住民福祉部長兼健康福祉課長	久保寺利明
住民福祉部住民人権課長	伊藤幸広	住民福祉部子ども課長	川口智也
住民福祉部生活環境課長	渡辺章博	産業建設部長兼水道課長	田中一也
産業建設部課長	前田勝治	産業建設部農林振興課長	松岡弘泰
産業建設部企業誘致・商工観光課長	大倉修	産業建設部建設課長	高橋正人
会計管理者兼会計課長	野村博治	教育委員会事務局長兼スポーツ振興課長	佐藤嘉但
教育委員会教育総務課長	田中隆	教育委員会生涯学習課長	古川一夫

消 防 長 三 和 隆 夫 消 防 次 長 兼 吉 田 英 之
予 防 課 長
消 防 総 務 課 長 廣 澤 幸 雄 警 防 課 長 三 輪 則 夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 藤 田 勝 彦 議 会 事 務 局 書 記 稻 川 諭 実 彦

(開議時間 午前9時28分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の起立をお願いします。傍聴者の皆さんも御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席でございます。

なお、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放映のため、CCNet係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

ただいまから平成30年第4回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、11番 林輝見君、12番 青山貞一君、以上を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、6名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、6番 吉田太郎君。

○6番(吉田太郎君) 初めに、12月5日に子ども議会が開催され、高田中学校、東部中学校の生徒の皆さんが、代表として養老町のほうへ提案しました。そうした提案を、これからも子供たちの夢のために議会を開いていただけるよう、教育長をお願いいたします。

議長の発言の許可をいただきましたので、大橋町政2期8年の総括と3期目の展望についてを質問いたします。

まず初めに、大橋町長におかれましては3期目の当選、心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。このたびの選挙は、率直な感想として町民の皆さんから伝わってきたもの、また結果として今回無投票当選になりましたが、その所見をお尋ねしたい

と存じます。

初めに、きょうまでの町政運営については、ことしの3月議会定例会でも触れました。また町長は、今回2期8年の町政運営の実績を町民にお話しされてこられました。1期目は、選挙時のマニフェストで大きく8項目を掲げられ、「養老が一番」と題して取り組まれてきました。また、2期目のときは、「誰もが輝くまち養老」と4項目にわたり推進されてきました。具体的には、毎年3月の施政方針で1年の予算編成にかかわる特徴なり、中身に触れ、住んでよかったという意味で政策や戦略を掲げて、まちづくりに邁進したいとの思いを持って実行されてきたと思います。平成23年度には、第5次養老町総合計画がスタートし、重点課題として少子・高齢化の対応、産業振興による雇用確保、町民生活における安全・安心の確保等、住民との協働をキーワードに、2期目の実績がみずから公言され、その表現どおり、まさに3期目は集大成として位置づけられていると思います。

そんな中、歩んでこられた2期8年をいま一度総括いただき、その所見をお伺いしたいと存じます。

次に、3期目、町長が目指す町政運営についてをお伺いいたします。

養老町の人口は、この8年で約3,400人以上が減少し、11月現在約2万9,100人となっています。全国的に見ましても、首都圏以外の人口については減少傾向があるとわかっていますが、何とかしなければならぬのではないのでしょうか。また、高齢化や転出者に伴い、町内には多くの空き家が目立ちます。各区に依頼して調査をされたと聞いていますが、今も約360件余り、目に見える形で町内全域に点在しているように思われます。

そうした課題を踏まえ、インフラが順次整備される中、岐阜県が力を入れている関ヶ原町など広域的な観光連携、また食肉の整備再編、地場産業の活性化など、課題はまだたくさんありますが、3期目の負託に応えるべく、大橋町長の抱負についてをお伺いいたします。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいまの吉田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

2つあったと思いますが、一緒にお答えをさせていただきます。

2期8年の総括とその所見、それから3期目の目指す町政運営についての抱負ということでお答えをさせていただきます。

この2期8年間進めてまいりました諸施策や各事業への取り組みが、町民の皆様にご理解を得て、今日、無投票という形で支持されたと感じております。改めて、町民の期待の大きさに身が引き締まる思いでございます。

次に、この2期を振り返って、その公約の達成感といいますか、重点的に取り組んできたこと、またどういった姿勢で取り組んできたのかという御質問でございます。

この8年間、町民一人一人が住んでよかったと実感していただけるようなまちづくり

を目指して、課題を見える化することで、さまざまな事業推進を図ってきたところでございます。私の信念でございますけども、議員も言及されましたが、1期目は、教育、意識改革、行政、産業、介護・医療、環境問題、少子化・男女共同参画、防災と8つの項目で、人をつくる、夢をつくる、町をつくるとし、それぞれ養老が一番となるよう進めてまいりました。

また、2期目は、産業、交通、振興、創造と、この4つの項目で、「誰もが輝くまち養老」をキーワードに町民主導を訴え、町民の皆様との協働のもと、公平・公正なまちづくりはもとより、地方創生にも積極的に取り組んでまいりました。大きな成果として、何といたしまして、やはり養老改元1300年祭がございます。元号を町名に取り入れた町、町章にひょうたんの形をデザインした町、本町の産業を初め、観光、自然、歴史、文化を町内外に広くPRできたと自負しております。

まず1期目でございますけども、養老町のまちづくりの基本指針となります養老町第5次総合計画（絆プラン）、これをまず策定いたしました。過去の整理すべきこと、あるいは直面している課題、そしてその解決に立ち向かうと同時にやるべきことはやっておこうという思いで、次の世代に夢の持てる将来への種まきを意識した町政運営に努めてまいりました。

そして2期目になりますと、さまざまな社会環境の動向あるいは変化を踏まえながら、後期基本計画はもとより、新生養老まちづくり構想などを策定いたしまして、養老改元1300年プロジェクト事業を中心に行ってまいりました。

また、少子・高齢化と人口減少が進む中で、定住促進対策を中心に、いわゆる「住みたくなる養老」を目指したまちづくりに取り組んできたところでございます。この間、外部環境といたしましては、インフラの整備、東海環状自動車道養老インターチェンジの供用開始、また名神高速道路養老サービスエリア・スマートインターチェンジの開通によりまして、非常に良好な交通アクセスを生かして企業誘致等を積極的に行うとともに、雇用の確保を目指す基盤ができつつあるのではないかとというふうに思っております。

さらに、国あるいは岐阜県との連携、そこに信頼関係を築くということにも意を尽くしてまいりました。主要地方道養老公園線や県道養老・平田線など、道路や交差点の改良であるとか、オンデマンドバスの導入、養老鉄道存続への支援、地域おこしや各種まちづくりについても積極的に展開しているところでございます。

一方で、この2期8年間、各地区やあるいは各種行事・イベントに私自身も参加してまいりまして、町民の皆さんの意見にも、きめ細かに耳を傾けてきたところでございます。そんな中で、町民の皆様にご理解と御協力をいただきながら展開してきたさまざまな取り組みは、順調に推移してきているのではないかと認識しており、その成果も見えてきたというふうにご実感しております。

今回、無投票で3選を果たしました。町民の皆様から、さらに4年頑張れという声を

いただいたわけでございます。やらねばならない課題が山積しておりますけれども、一つ一つ積極果敢に取り組んでまいりたいと思うところでございます。

次に、こういった中で、いよいよ3期目を負託された町長として目指す町政経営と、特に3期目の政治スタンスを問われております。

私が町長に就任してから2期8年間取り組んできました施策に対して、繰り返しになりますけれども、町民の皆様から一定の御支援と御理解をいただいたものと理解をいたしておりますし、これからの町政経営に対する町民の皆様への期待がより大きいものであると非常に重く受けとめているところでございます。

3期目の町政経営は、これまでの取り組みをさらに推し進める中で、キーワードを「チェンジ」から「チャレンジ」にし、「変化への挑戦」として取り組んでまいります。この「チャレンジ」をキーワードに、いつまでも住み続けられるまち養老の実現を図るとともに、行財政の健全化にも取り組んでまいり所存でございます。今後は、人口減少社会、頻発する大規模災害、そして厳しい財政状況の中にあつて、やはり次の世代に希望が見えるような工夫をしていくとともに、町民の生命・財産を守るための防災体制の整備も、より一層強化していかなければならないというふうに考えております。

また、複雑・多様化する地域課題に対しましては、行政だけで対応するという事は非常に困難になっております。町民の皆様との協働はもとより、大学や金融機関、民間企業との連携、さらには地域で地域自治町民会議を設立していただき、各種団体と協力しながら、こういう多様な課題解決にも取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、この人口3万弱の小さな町だからこそできるまちづくりがあると感じておりますし、行政のかじ取りを任せられ、本町の強みを生かしながら、大都市ではできない町民の皆様との距離感、あるいは一人一人の生活の様子など、今まで以上に町民の皆様と寄り添いながら、町民目線に立ったまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

現在、本町にはよい風が吹いておりますし、これをしっかりと受けとめて、それを形にしていく。そして、将来にわたって持続可能なまちづくりを進める中で、養老改元1300年祭で得られた成果を町民との協働の力で継承し、このすばらしいふるさと養老を次の世代につないでいく。これが私の大切な役割であり、使命であると、その思いを強くいたしているところでございます。

1期目はホップ、2期目はステップ、3期目はいよいよジャンプと、町民一人一人がこのふるさと養老を愛し、そして自信と誇りを持って住み続けられる、住んでよかった、そういうまち養老の実現のために、繰り返しですが、岐阜県あるいは国とのパイプ、またさまざまなネットワーク等、信頼関係を築きながら全力で努めてまいり所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様には、今後より一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

[6 番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 吉田太郎君。

○6番（吉田太郎君） ただいまは町長の3期目の抱負をいただきました。今先ほど言われましたように、町長がチャレンジということで、今まではホップ、ステップ、今回はジャンプということで、ジャンプは確かにいいんですけれども、余り高くないように、町民の目線と同じような視点から見てもらって3期目をお願いしたいなあと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、2点目のほうに入らせていただきます。

去年は、養老改元1300年祭が行われ、近隣市町がうらやましがるほど大盛況であり、また大成功で終わったと思います。議会でも、お隣の垂井町から視察もございました。地域の方々の御協力と参加もあり、協働事業としては大変よかったと思います。

先ほどお話もありましたが、ソフト面の事業だけでなく、ハード面の事業が多く行われました。私の地元、養老地区では、養老山地地内で土砂対策の一環として堰堤の整備など砂防事業や治山事業の実施も行われました。これも1300年祭関連事業の成果であり、なかなか伝わらない部分ではないかと考えます。

さて、メインのインフラ事業である東海環状自動車道も順次整備されつつあり、数年後には三重県を抜ける交通体系が全く変わってくるというように思います。養老地内には念願の養老インターチェンジができ、利用することで養老公園へ数分で行くことができるようになり、今後も観光面でプラスになると想定されています。

そこでお尋ねします。

まず1点目は、東海環状自動車道養老インターが開通し、検証は行ったのかどうか。

2点目、経済効果はもたらされたか。

3点目、利用台数は、計画に比べて実績はどうか。

以上3点でお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、ただいまの御質問に関しまして、実務的な内容でございますので、私のほうから御回答いたします。

岐阜国道事務所からは、養老インターチェンジが開通後の公式な検証につきましては公表されておりませんが、開通に伴い、エネルギー輸送事業者などは、所要時間の短縮に伴いましてメインルートになりつつあること、それから養老インターチェンジを利用することによりまして渋滞を回避することが可能となり、長距離ドライバーの労働環境改善に寄与しているとの見解を受けております。

また、当町におきましては、養老インターチェンジ開通によりまして交通アクセスが向上したことや、養老改元1300年祭開催による相乗効果によりまして、観光入り込み客数は、去年は約112万人、本年もおおむね110万人を超える見込みであり、数年前の100

万人を割る状況から比較いたしましても、観光振興に効果があったと考えております。インターチェンジ開通後は、高速道路の利便性や物流機能の効率化を見込んで、企業からの問い合わせも開通前と比較し2倍近くふえており、今後の企業誘致の促進や雇用機会の拡大など地域の活性化につなげてまいりたいと存じます。

また、養老インターチェンジは、区間の目標台数の設定はなく、養老サービスエリア・スマートインターチェンジでは東海環状自動車道全線開通時に1日1,500台という目標があります。事業者からは、直近のデータで、上下線合わせ、養老インターチェンジは1日約1,000台、養老サービスエリア・スマートインターチェンジでは1日約1,500台、1日の最大利用は約1,700台という実績の報告があり、利用台数は順調に伸びてきております。これからも、町ホームページや主要なサービスエリアでPRするなど、広報を積極的に行ってまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 吉田太郎君。

○6番（吉田太郎君） では、再質問をさせていただきます。

企業誘致の推進という点から再質問します。

確かに主要な政策となっておりますが、では、サラダコスモの養老インターへの進出計画ですが、企業誘致の推進状況はどうなっているか、お聞きします。また、今後、具体的にどのような形で事業化して進められるのかをお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 大倉企業誘致・商工観光課長。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） ただいまの吉田議員からの御質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

企業誘致の進捗状況といたしましては、既に進出が決まっているサラダコスモのほかにも、社名の公表は差し控えさせていただきますが、進出が決定し、開発協議等を進めている企業があるほか、進出を検討していただいている企業も複数あるところでございます。

先ほど建設課長も申し上げましたが、2つのインターチェンジが開通し、企業からの問い合わせ件数も増加していることから、岐阜県とも連携して情報提供を進めておりますが、今後さらに企業誘致を推進するためには、農地法等の課題をクリアしていかなければなりません。現在は、企業誘致の用地として提供していただける土地については、養老町企業立地用地登録制度への登録を推奨し、企業に情報提供しているほか、対象業種を拡充いたしました企業立地奨励金を初めとする各種支援制度や、両インター開通による利点のPR、各企業のニーズに沿った進出に向けたサポート等による企業誘致を行っておりますが、今後も引き続き、課題解決を図りながら企業誘致を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、企業誘致と申しますと、町外から新たに本町での事業を開始する企業といったイメージがありますけれども、そうした企業だけではなく、町内の企業の事業拡充支援にも重点を置きながら、本町の企業振興を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[6 番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 吉田太郎君。

○6番（吉田太郎君） では、2点の質問が終わりましたので、これをもちまして質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、6番 吉田太郎君の一般質問を終わります。

次に、9番 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） 議長の発言許可をいただきましたので、通告に従いまして、2点一般質問をいたしたいと思えます。

まず、最初は廃プラ対応策についてであります。

現在、脱プラスチック社会を目指す企業や国の動きが加速している状況であります。ことしに入り、外国の企業が次々とプラスチック製ストロー使用廃止を発表したほか、日本の環境省も、レジ袋有料化の方針を打ち出しています。背景には、プラスチックごみによる生き物への相次ぐ被害と破綻寸前のリサイクルがあると思われま。

我が国は、これまでプラスチックを資源として中国に輸出してきましたが、去年12月に中国が輸入を禁止。原因は、環境汚染の深刻化と思われま。大量のプラスチックが行き場を失う事態となっております。このことを踏まえ、各企業はそれぞれの立場から対応策を講じ始めております。

プラスチック削減の動きは、本年に入り、世界で加速しています。アメリカのS社は、プラスチック製ストローを全面的に廃止しました。また、C社はペットボトルの50%をリサイクル素材に、またM社は、容器や包装をリサイクル素材にすると発表しています。また、日本企業においても、各社がプラスチック製ストローの提供禁止を発表し、実施しています。

では、なぜ今世界でプラスチックごみの対策が広がっているのか。背景には、環境への高まりがあるのではないか。鼻にストローが刺さった亀、この動画が拡散されると、世界に反響が広がりました。本年5月、タイの海岸に打ち上げられて死んだ鯨、プラスチック製の袋を大量に飲み込み、栄養をとれなくなると見られています。

プラスチックごみは、長時間海を漂うことでさらなる問題を生み出します。マイクロプラスチックであります。波の力や紫外線の影響で細かく砕け、5ミリ以下となったものであります。有害物質が付着しやすく、それを飲み込んだ魚や、魚を食べた人への影響が懸念されております。このマイクロプラスチックは、海だけでなく、国内の河川でも見つかったことが明らかになりました。そして、ついに人からも発見されました。

オーストリアの研究グループが、日本やヨーロッパなどの人の便を調査したところ、全員からマイクロプラスチックが見つかり、この現実を踏まえ、健康への影響について研究が必要だとしております。

待ったなしのプラスチックごみの削減、本年10月、環境省はこれまでより踏み込んだ新たな方針を打ち出しました。レジ袋の有料化を全国一斉に小売店に義務づける方針であります。全国に先駆けてレジ袋の有料化を進めてきた富山県、有料化を実施している店舗でのマイバッグの持参率は、何と95%に達成しています。ことし6月からは、市民団体や県が独自に開発したマイバッグを無料で配布し、さらなるレジ袋の削減を進めているようであります。プラスチックごみを減らすため、企業もリサイクルの新たな仕組みづくりを始めております。

世界中で危機感が高まる廃プラ問題。プラスチックの生産量というのは、1990年から2015年のこの25年間で約3倍にふえている状況であり、世界全体では、年間800万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海へ流出しているとの推計もあり、プラスチックごみは、2050年には、このまま何も対策を講じなければ全ての魚の重さを超えるとの予測もあります。プラスチックごみをどう減らすのか。このことが地球規模の課題となる中、こういった状況に追い込んだのが、冒頭に申し上げた中国ショック、いわゆる廃プラスチックの輸入禁止であります。

従来は、日本国内の廃プラスチックの処理の流れとして、捨てられたプラスチック製品というのは処理業者に送られ、その後3つの行き先がありました。1つ目は、国内でのリサイクルであります。溶かして再び製品につくりかえる方法と燃料にする方法があります。2つ目は、焼却や埋め立てをして処分する方法。そして3つ目が、中国への輸出でありました。この量は、年間150万トンにも上がっておりました。今までいかに中国に依存したりリサイクルシステムであったことかを改めて実感し、今後は「ごみは捨てられて当たり前だと思ってきたことが当たり前でなくなってきた」と、ある処理会社の社長はコメントしています。

また、焼却処分について、既存の焼却施設の1日に焼却できる量も決まっていて、全国的に施設不足になってきており、受け入れ先も北海道や四国など、いずれも遠隔地であり、輸送コストが従来より余分にかかり、処理費用の値上げをこの1年間で3回実施した処理会社もあり、廃プラスチックの処理に係るコストが上がり続けているのが実態であります。こうした状況により、このままですと、最悪、不法投棄で廃プラスチックがあふれるような事態が起こり得るとの危機感を持つべきであると考えますし、この中国廃プラ輸入禁止の機会に、今こそリサイクル、プラスチック削減に本気で真剣に向き合う段階に入っていると思われまます。

中国ショックまでは、日本の業者は資源として中国業者に買い取ってもらっており、このため、必ずしも国内で廃プラスチックを再生する必要に迫られていませんでした。

このため、国内では製品などに再生するリサイクル施設の整備や技術の開発が余り進んでこなかったのが実態であります。この状況を踏まえ、国は、急遽設備の導入を行う企業に補助金を出して整備を進めようとしています。しかし、リサイクルが順調に行われるまでには相当時間がかかるため、国内での処理問題がすぐに解決されるわけではありません。

この解決方法としては、昔のやり方をもう一回導入する。水筒や容器などを持って欲しい量だけ購入する、いわゆるはかり買いをする消費者には割引などの特典を与えることも一案であります。世界的に解決策として、具体的には、消費者と企業の双方が継続できる取り組みが求められている観点から、デポジット制度が有効ではないか。この制度は、価格に預かり金を上乗せし消費者に販売し、返却すればお金が返る仕組みであります。日本でも、瓶を容器にした物品が販売されて、瓶を返却すると何がしの対価をもらう制度で、ビール瓶や酒瓶などが現在もあります。この制度を導入しているノルウェーでは、ペットボトルのリサイクル率が97%という高い数字になっております。

削減やリサイクルを進めた企業を税制面で優遇するなど、企業にとってプラスになる仕組みが今必要であり、さらには、私たち一人一人も1日どれくらいプラスチックごみを出しているのかをいま一度確認し、ごみを出す際には、資源になることを意識し、分別や洗浄を行ったりすることが今求められています。ごみを減らして再生できるものをふやす、それをこれまで以上に進めていかなければ、この危機を乗り越えることはできない事態に直面し、社会全体の問題として突きつけられており、各人それぞれの立場で真剣に対策を講じていくべきと、ある報道機関は結んでおります。

このような現状を踏まえ、5点について町の考えを求めます。

1点目として、ごみ減量化推進協議会、直近では10月5日に開催されておりますが、この協議会がありますが、ここでこの問題についての対策、議論が必要と思うが、実態はどうなのか。

2点目、関連して、南濃清掃センターでの取り組み方針は計画、検討されているのか。

3点目、我々消費者は、ごみを集積場に出せばあとは関係ないとの風潮があり、ごみ排出責任意識が欠乏していると思います。いま一度原点に戻り、4R運動等、特にリデュース（ごみの量そのものを減らすこと）の意識啓発が重要であると思うが、考えをお尋ねします。

4点目、一部の自治体で、環境に優しい生分解性プラスチック素材のBiopBSを利用したごみ袋へ切りかえているところもあります。町としての見解を求めます。

5点目、中国ショック、いわゆる中国のごみプラの輸入禁止により、今後国内での焼却や埋め立て等の処理量が確実に増加し、処理経費が増大すると予想しますが、この点についてどのように対応していくのか。

以上、5点について見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 渡辺生活環境課長。

○住民福祉部生活環境課長（渡辺章博君） ただいま御質問いただいた内容につきましては、実務にかかわるところがございますので、まず私どもより御回答申し上げますので、よろしく願いをいたします。

まず、廃棄プラスチックの抱える現状について申し上げますと、近年私たちが直面する主な環境問題として、化石燃料の恩恵による産業活動の拡大と高度化の見返りとして地球温暖化、また長期にわたる大量生産、大量消費、大量廃棄の社会から、環境に優しい循環型社会への転換が上げられます。あらゆる場所に利用されるプラスチックは、軽量で、どんな形状、そして色にでも加工でき、コストも安く大変有用ではございますけれども、使用後は、その強さがゆえ、問題が生じることもあり、先ほど話がございましたが、生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックの発生源ともされております。

御質問の1点目、それから2点目につきましては関連がございますので、一括して御回答申し上げます。

廃棄プラスチックの対応につきましては、平成29年4月より、ビニール・プラスチックの分別方法を変更いたしまして、プラマーク表示のある容器包装をプラスチック製容器包装資源物として収集をし、南濃衛生施設利用事務組合リサイクルセンターにおいて分別、こん包、そして再生資源事業者により加工され、廃棄プラスチックの再生利用に向けた取り組みを行っているところでございます。組合関係1市2町におきまして、ごみの減量化について同様の取り組みを重点的に行っているところでございます。

さきのごみ減量化推進協議会においては、プラスチック容器包装分別回収の取り組みに対する評価と検証とともに、ごみの減量化、再生利用率向上の施策などの協議を行い、ここでは、デポジット率であるとか、レジ袋の辞退率については特に議論はいたしませんでしたが、今後これらに対する関心はますます高まると予想されることから、当協議会において、重要課題として協議をしてまいりたいと考えております。

次に3点目についてでございますが、議員の御指摘のとおり、私たち一人一人がどれほどのプラスチックごみを排出しているのかをいま一度認識をして分別を行うことがさらに必要となります。今できることを考え、そして実行すること、そして、今や当たり前となっているような身近な生活スタイルの中で疑問を持つこと、このようなことがごみ減量化につながるものと考えております。

循環型社会システムの構築を目指し、廃棄物の減量・資源化と適正な処理を進める本町の第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の取り組みを加速するために、ごみ減量化推進協議会において議論を交わしながら、またこれまで以上に意識と関心を持っていただけるよう、町広報紙、またホームページなどを通じまして取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、4点目でございます。

町の指定ごみ袋製造業者に照会をさせていただきましたところ、生分解性プラスチックを用いて作成した袋は、非常に薄く破れやすいため、同じ厚みのごみ袋を製造することは難しく、通常の素材に比べ製造コストは大きく上がるため、現時点では、新素材により指定ごみ袋を作成するメリットは少ないものと考えております。なお、新素材を食品容器包装やごみ袋に利用することで、生ごみ堆肥製造の効率化が期待できることなどのメリットもあり、石油由来の製品にかわる素材として利用することは、効果的な地球温暖化対策の一つとなるもので、調査研究をしてまいります。

それから、5点目でございますけれども、中国頼みの廃プラスチックのリサイクルが限界となった今、環境に優しい持続可能な仕組みづくりに変えるため、社会全体の意識を変える必要がございます。私たちができることは、ごみを減量する、再利用する、ごみになるものを買わない、あるいは修理をして長く使うなどの選択肢もあります。これからは、私たちの生活スタイルや考え方を見直し、生活に係るコスト、また不便さも享受しながら、循環型社会のあるべき姿に対応していく必要があります、国の方針も踏まえながら、少しでも改善できるような啓発等、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） 今いろいろ回答いただきましたが、町として、ごみ減量化推進協議会という立派な組織がございますので、これをフル回転していただいて、いろいろな課題を一日も早く取り組んでいただきたいと思いますし、この課題は本当に大きいので、世界的な問題でございますので、地道に確実にやっていただきたいなあと考えております。

それで、再質問をいたします。

1点目として、現在新たなビジネスチャンスとして、各企業がプラスチック製品の代替品開発に取り組まれているところでございます。情報をいち早くキャッチし、環境に優しい対策を講じられるよう強く求めますが、今日、現在の情報収集状況があれば報告を求めます。

2点目、環境省がレジ袋有料化を義務づける方針を打ち出したことに対して、対策を進めてきた自治体は歓迎する一方、コンビニやプラスチック業界からは慎重な議論を求める声が出ております。また、東京都のある市の担当者は、全国的に同じルールで取り組むことはよいことである。まだ始めていない事業者にもお願いしやすくなるとコメントし、その市は、市内のスーパー11社とレジ袋削減の協定を締結し、有料化、会計金額からの割引、ポイントの付与など、各社がそれぞれの方法で取り組んでいるとのメディ

ア報道がありました。町として、さらには南濃清掃センター関係市町と連携して行動すべきと考えますが、見解を求めます。

3点目としては、日本は、1人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量が、世界ではアメリカに次いで多い国であります。環境省がことし8月、産業廃棄物の処理業者と業者を監督する都道府県や政令指定都市などを対象に、廃プラの保管量について調査したところ、管内の業者に保管されているプラスチックごみの量が、去年12月までと比べ「増加した」と回答した自治体は24.8%あり、基準を超える量を保管していたケースも5件あったとのことあります。

また、リサイクルや焼却などを行う中間処理業者のうち、半数を超える56%が、プラスチックごみの処理量が「増加した」と答え、受け入れ制限を「行っている」か「検討中」と回答した業者は、処理業者全体の34.9%であったとのメディア報道がありました。養老町取引業者の現状をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 渡辺生活環境課長、自席で答弁。

○住民福祉部生活環境課長（渡辺章博君） それでは、引き続きまして御回答を申し上げます。

まず1点目でございますけれども、現時点において、具体的なプラスチックの代替製品の情報は持ち得ておりません。これらの製品はまだまだ普及が進んでおりませんが、今後、問題解決の取り組みが推進されると思われ、これからも最新情報の収集に努めてまいります。

続きまして、2点目でございます。

環境省は、プラスチックごみの削減に向け、10月の中央環境審議会小委員会で、レジ袋の有料化の義務づけを含んだプラスチック資源循環戦略の素案を示しました。スーパーやコンビニエンスストアなどの小売業で配布されるレジ袋の有料化を目指すもので、プラスチックごみは、海洋汚染の原因として国際的に関心が高まっている中、2030年までに使い捨てプラスチックの排出を25%削減する目標を示しております。このような動向に注視し、今後、国の制度改正及び他市町の対応を踏まえながら、南濃衛生施設利用事務組合関係市町とともに連携し、廃プラスチックの削減について協議、検討を行ってまいります。

続きまして、3点目でございますが、本町のプラスチック製容器包装の中間処理につきましては、南濃衛生施設利用事務組合のドリームパークリサイクルセンターにて行っております。このリサイクルセンターにおきましては、昨年度、本町からはプラスチック製容器包装159トンの搬入があり、そのうちの46%に当たる72トンが再利用されております。組合では、国の指定法人でございます公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と、プラスチック製容器包装再商品化事業者の入札等の業務を委託契約しております。昨

年度、この協会がプラスチック製容器包装を市町村より引き取った量としては約65万トン、そのうちのパレットや再生樹脂などの材料リサイクルの製品は約36%、コークス炉化学原料を中心としたケミカルリサイクルにつきましては、約64%となっております。

町内事業者により収集運搬されたプラスチック製容器包装は、組合により選別・こん包され、資源再生業者に引き渡され、再利用させることでプラスチックごみの減量化を図ってまいります。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） いろいろ国の制度も変わりつつある中で、やはり迅速に情報をキャッチされて、それぞれ対応策を講じていただきたいなあと考えております。

再々質問をします。

1点目として、次世代を担う小・中学生に対して、この環境問題について教育の現状はどうなのか。なされていないのであれば、早々に実施し、意識啓発が必要と思いますが、見解を求めます。現在、ふるさと養老の学習や税知識の学習等、実施されておりますが、出前授業等に組み込んではどうかなあと。

2点目、京都府の亀岡市が、レジ袋禁止条例を全国初の制定に向け、2020年度中の施行を目指す方針であることが明らかになりました。対象は、市内にあるスーパーやコンビニなど全ての小売店約760店舗で、利用者にはエコバッグの使用を促す、エコバッグを持参していない場合には紙袋などで対応してもらい、違反した事業者には罰則を設けることも検討されているとのこととあります。

こういった先進事例がある中で、養老町もメーカー、事業者、消費者、行政が一体となって協議し、自然に環境に優しいまちづくりに向けて条例制定すべきと思いますが、見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 教育長 並河清次君。

○教育長（並河清次君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、マイクロプラスチックを含む海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解、高蓄積性の有害物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、健康や地球環境への影響が懸念されております。健康や環境への配慮を欠いた大量生産、大量消費の弊害により健康被害や環境破壊が進んでおり、持続可能な社会の実現が望まれているところです。

環境教育に関しましては、これまで学習指導要領に従い、教科書で取り上げられており、社会科や理科、生活科や家庭科、中学校では技術・家庭科ですが、体育科、中学校では保健体育科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の時間に学習しております。

町内で行っている一例を挙げますと、小学校4年生の社会科と総合的な学習の時間の学習において、養老ドリームパークの施設見学、またリサイクルに関する取り組みに関

した受講が行われております。

また、平成29年7月に告示された小・中学校の新学習指導要領には、持続可能な社会のつくり手に必要な資質・能力を育成することが掲げられており、特に持続可能な社会づくりへの主体的な参加と、循環と共生という観点からの参加の意欲を育むための体験活動の促進が求められております。学習指導要領に従い、一層充実した学習を進めてまいりたいと考えております。

現在、地域や子ども会等でのごみ拾い活動等の環境整備活動やポスターづくりなどにより、住民等への啓発活動を行っていただいております。今後、一層持続可能な社会づくりへの主体的な参加のための取り組みを、子ども会や公民館、コミュニティ・スクールの事業として、子供たちとともに展開していけるよう進めていきたいと考えております。

出前授業に関しましては、ここに今年度の養老町生涯学習情報というのがあるんですが、ここに出前授業のメニューが載っております。ここに環境という区分の中に、環境、美しいまちづくりというのと、ごみ減量とリサイクル、みんなで考えようごみ減量とリサイクルについてというのが2つあります。住民意識啓発のために、廃棄プラスチックを中心とした内容の出前講座の実施について今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再々質問の2点目でございますけれども、先進事例としての亀岡市のレジ袋禁止条例のような条例を制定すべきと思うがという御質問に対して、お答えを申し上げたいと思います。

環境省では、使い捨てプラスチックの削減として、小売業者に対し、レジ袋の有料化を義務づける素案を示しました。今後、積極的な啓発及び教育活動により、これまでの使い捨て文化と生活スタイルを見直す意識改革を行うべき時が来ているものと感じております。小売店などにおいて、利用者の多くが、レジ袋にかわりエコバッグなどを利用している状況にはありますが、事業者、消費者、行政が一体となった環境に優しいまちづくりとなるよう、他市町の対応を見きわめながら条例制定等研究をしてみたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） いろいろ提案して、いろいろ回答もいただきましたが、上多度地域としては町民自治会議がございます。その中でも、環境部会というのもございまして、いろいろポスターでそういう意識啓発等も図っておりますので、これが全町的な運動に広がるように努力していきたいと思っておりますし、町としてもいろんな角度から、そのようにぜひ環境問題に貢献できるように対策をお願いしておきます。

次、2点目に移ります。

スマート農業の推進をでございます。

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や精密化などを進めた次世代農業をスマート農業と言われています。日本語に訳しますと、賢い農業であります。

農林水産省は、2013年11月、農機メーカーやIT企業などで構成する研究会を設置し、以来、スマート農業の実現に向けた検討を進めています。農林水産業・食品産業分野では、担い手の減少・高齢化の進行等により、労働力不足が深刻な問題となっております。農水省が5年ごとにまとめる調査によると、2015年の農業就業人口は210万人、2018年見込みでは175万人、平均年齢は66.4歳、2016年では67.8歳、また農業就業人口として、具体的に50歳未満は25万1,000人で、70歳以上が半数近くを占める割合となっております。

農林水産業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要となっております。スマート農業の将来像としては、農水省では、スマート農業の目的及び目標について5点にまとめております。

1. 超省力・大規模生産を実現する。この点について、GPS自動走行システム等の導入による農業機械の夜間走行、複数走行、自動走行で作業能力の限界を打破する。

2点目として、作物の能力を最大限に発揮する。いわゆるセンシング技術や過去のデータに基づくきめ細やかな栽培により、作物のポテンシャルを最大限に引き出し、多収・高品質生産を実現する。さらには、ドローンを活用した圃場や作物のセンシングを行う。低空を自律飛行プログラムしたエリアの生育環境情報を把握し、そのデータをもとに施肥マップを作成して、施肥マップに基づいて可変施肥機で追肥するというところでございます。さらには、施設園芸の高度環境制御システムの活用。

3点目としては、きつい作業、危険な作業からの解放。収穫物の積みおろしなどの重労働をアシストスーツで軽量化するほか、除草ロボットなどにより作業を自動化する。

4点目、誰もが取り組みやすい農業を実現する。農業機械のアシスト装置により、経験の浅いオペレーターでも高精度の作業が可能となるほか、ノウハウをデータ化することで、若者等が農業に続々とトライできるようにする。

5点目、消費者・実需者に安心と信頼を提供する等を掲げており、またスマート農業がもたらす新たな農業の展開としては、1. 農業構造の改革を技術でサポート。2. やる気のある若者、女性などが続々とチャレンジをする。3. 担い手のビジネスチャンスを拡大。この点については、経営者が販路拡大や新商品開発に取り組める環境を構築することにより、経営が多角化、発展をするということでございます。4点目、品質と信頼で世界と勝負する農産物を生産する。高品質で信頼される農産物を安定的に生産することで、世界に冠たるジャパンプランドを世界に発信し、グローバルスタンダード化す

ると。5点目、新たなビジネスの創出・展開ということで、ノウハウのデータ化や知財化により農業を知識産業化させ、我が国の農業のノウハウの輸出のほか、農機資材等の農業周辺産業をソリューションビジネス化、いわゆる問題解決のビジネス化を上げております。

スマート農業により、農業は魅力的な職業、産業への可能性があります。スマート農業を活用することで、具体的に1番として、「作業がきつい」が、重労働は自動運転農機や農業ロボットが代替し、きつくない作業が中心になる。

2点目として、「所得水準が低い」を他産業並み、場合によってはそれ以上の収入が得られるようにすると。

3点目、「投資負担が大きい」を投資負担が適正範囲に。低コスト化、共同利用等で適正範囲に近づけると。

4点目、現状としては「創意工夫が生かしくい、単純作業が多い」が、農業はクリエイティブ、いわゆる創造的・独創的な業務が中心になると。

こういったことで、結果としては、農業が高収入な職業に変貌することで農業を志す若者が増加をします。また、フルタイムでの農作業が難しい高齢者、子育て世代の女性、障害者等も農業への参画が容易になると。地域の農業産出額が拡大し、加えて農作業やモニタリングのアウトソーシング事業者のような新たな農業ビジネスプレイヤーが台頭すると。

しかし、期待高まるスマート農業ですが、普及を阻むハードルが存在しております。

1点目として、投資額の高さ。植物工場や自動運転農機、農業ロボット等は非常に高額であり、導入可能な農業者は限定的であると。

2点目として、付加価値の低さ。例えば植物工場のように、効率化や省力化の観点のみで投資回収することは困難であると。いわゆる効率化、プラスアルファの付加価値創出が課題であると思います。

3点目、共通化、互換性。農機メーカーごとに独自仕様となってしまうと、農業従事者の使い勝手が低下をする。いわゆる習熟期間がコストの要因になると。ただ、農機・ロボットと生産管理システムの連携や、農機・ロボット間の運動等の互換性が欠如していると。

4点目、法規制がある。自動運転農機や農業用ドローンの活用には、法規制の緩和やガイドライン策定が不可欠であり、検討が進んでおる現状ですが、いまだ課題がたくさんあります。特にドローン関係の法規制ですが、航空法によるドローン規制としては9点ほど上げておりますが、空港周辺等でドローンを飛ばすとか、150メートル以上の高さでドローンを飛ばしてはだめだとか、そういう規制が9点ございまして、また航空法以外によるドローン規制としては、国の重要な施設、外国公館、原子力事業所等の周辺ではだめ、それから私有地の上空は民法の関係でだめ、それから条例による制限があり

ます。これは、都道府県・市町村が独自に条例で規制を定めている場合がございます。

そういった規制がございますが、これらを踏まえて次の点についてお尋ねをいたします。

1点目、スマート農業に対する町の基本的な見解を求めます。また、町内でスマート農業に取り組んでいる農業者、営農法人等はどれほどあるのか。

2点目、岐阜県主催で本年2月23日に、大垣市ソフトピアジャパンで、ぎふスマート農業推進セミナーが開催されました。また、本年8月21日には、県主催で第1回岐阜県スマート農業推進検討会が岐阜市で開催されました。情報収集されているのか。収集されている場合は、その後の措置はどうかをお尋ねいたします。

3点目、国が来年度に計画するスマート実証農場の採択に向けて、岐阜県は実施計画づくりを進めていると10月の岐阜県議会一般質問で知事が回答していますが、養老町として実証農場候補地採択に向けて県へ働きかけるべきと思うが、考えをお尋ねします。

次に、ドローン関係についてもお尋ねをしておきたいと思います。

ドローンの利活用のために、法令・規制遵守できるよう、このタイミングで条例制定すべきと考えますが、見解を求めます。ことし4月5日の警察庁の発表では、2017年、ドローン違法飛行が68件と報道がございました。飛行ルールの周知不足状態ではないのかと。

2点目として、ドローンを使つてのインフラ点検、災害・危険地域調査等、過去の被災地での活躍は実証済みであり、死角のチェック、人間が立ち入りづらい現場、施設、構造物の点検作業の効率化に向けて、町資産としてドローンを所有すべきと思うが、見解を求めます。

3点目としては、ドローンにて有害鳥獣の追い払いができないか。検討の価値はあると思いますが、考えはどうか、お尋ねをいたします。このドローン有害鳥獣追い払いについては、北海道のある町で、これはちょっと意味合いが違いますが、放牧地で牛追いをされておるといふようなことが実態で、ネットで私も調べたらございましたので、あえて質問をいたしたいと思います。

以上3点・3点で、6点お願いします。

○議長（大橋三男君） 松岡農林振興課長。

○産業建設部農林振興課長（松岡弘泰君） それでは、田中議員の1点目から3点目までのことに関しまして、農林振興課のほうからお答えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

スマート農業に対する町の基本的な見解ということでございますが、情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）などを活用したスマート農業の推進につきましては、農業者の高齢化対策や新たな担い手の確保など、今後の農業を推進する上で不可欠なものであると考えております。

特に、本町では基盤整備が進んでおらず、まだまだ用排分離がされていない圃場も多いことから、農地の水の管理や畦畔の草刈り、農薬の散布等、機械化がされていない農作業は耕作者にとっても大変な労力であると認識しておるところでございます。加えて、ことしの夏のような猛烈な暑さの中での農作業は、農業者でなくても命の危険を感じる状況ですが、こうした厳しい条件下にある圃場においてこそ、情報通信技術や人工知能を活用できる要素が多分にあり、本町の今後の農業の推進を図る上でも、何らかの取り組みが必要であるというふうと考えております。

また、町内でスマート農業に取り組んでいる農業者ということでございますが、実数は把握していないものの、パソコンや携帯端末を使って、農地の管理や農作業の記録を行っている農業者がふえているほか、最近ではスマートフォン用のアプリも開発されてきており、こうしたアプリを活用しながら、営農計画の作成や圃場の管理を行っている農業者も多いというふうにお聞きしております。

このほか、高精度な自動直進機能を持つ田植え機を導入されている若手農業者もおられ、今後も技術の進歩とともに、こうした機械を導入される農業者もふえていくのではないかなというふうと考えております。

2点目の、セミナーに参加して情報収集をしておるのか。また、その後の措置はということに関しましてですが、議員御質問のセミナーや検討会自体には参加しておりませんが、11月に開催されました岐阜県スマート農業水管理省力化検討会というものに出席させていただきまして、情報収集させていただいております。この当検討会は、県内で進められているスマート農業の実証実験について、岐阜県や岐阜県土地改良事業団体連合会を初め、地元耕作者や土地改良区、大学教授等の関係者が一堂に会し、ICT機器導入による水管理労力の省力化や営農規模に見合ったICT機器導入規模の検討について検証を行い、今後のスマート農業の取り組みの推進を図る目的で開催されているものでございます。

管内では、揖斐川町や海津市の下池西部地区において、自動給水栓や水田センサーなどの機器を用いて水管理の見回り労力の軽減や、操作情報通信技術を活用した水の管理を行うことの実証実験を行っております。町としましても、今後もこうした検討会への参加や実証実験結果等を参考にしながら、スマート農業の推進に向けて検討してまいりたいというふうと考えております。

あと、3点目の国が来年度計画するスマート実証農場採択に向けて、県へ働きかけするべきだという御指摘に関しましてですが、議員御質問のスマート実証農場とは、ロボットやAI、IoTなどの先端技術を活用し、営農類型ごとに生産から出荷までを体系的に組み立て、一貫した形で実証研究を行うスマート農業加速化実証プロジェクトのことと存じます。

本プロジェクトは、あくまでもスマート農業の技術を導入する意向のある農業者みず

からが、事業主体である農研機構に申し込み、審査を経て、研究コンソーシアムに研究委託されるものと伺っております。なお、プロジェクトへの応募が年明け1月にも行われるとのことですが、新たな技術の導入に対し、意欲的に取り組む農業者からの申し出がございますれば、町としましても後押ししてまいりたいというふうに考えております。

農林振興課からは以上でございます。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） 私からは、4点目以降のドローンに関するところでお答えを申し上げます。

まず、ドローンの飛行ルールの周知についてでございます。

ドローンの飛行や飛行空域に関しては、国土交通大臣によります許可・承認が必要な場合がございます。いずれもインターネット上で申請できることから、まずは、町ホームページに国土交通省航空局の無人飛行機（ドローン・ラジコン機等）掲載サイトへリンクを張り、周知に努めているところでございます。また、条例化につきましては、今後の他市町の動向も参考にしながら、必要に応じ検討してまいりたいと存じます。

続きまして、5点目の多方面で利活用するためのドローンを町の資産として所有すべきかどうかという点でございます。

ドローンの利用につきましては、被災状況の調査、避難物資の運搬、農薬の散布、インフラの点検など多岐にわたりますが、町が備品として所持するかどうかにつきましては、その使用頻度にあると思われれます。今のところ、使用は限定的でありまして、使用頻度や機種変更などを考慮いたしますと、当面は、必要に応じ短期レンタルや、落下などのリスクを回避するためには、専門業者への委託などで対応すべきであると考えております。また、有効な活用事例につきましては、今後は他市町の事例を積極的に参考にしたいと存じます。

6点目の有害鳥獣の追い払いについてでございます。

ドローンを活用した有害鳥獣対策についてでございますが、県におきましては、ドローンを活用した鳥獣害対策について考える検討会が立ち上げられておりまして、こうした検討会での議論や先進事例を参考にしながら、実現の可能性やコスト面での検証などを行ってまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） いろいろ回答いただきましたが、回答の中に、他市町の状況を見ながらというような話がありました。確かにそれも必要ですが、養老町は比較的大きい町でございますし、農業が主たる産業ということで、何事も先頭を切っていただきたいなあと、次の再質問に移りたいと思います。

昨近、第4次産業革命に関する記事がメディア報道であります。第4次産業革命は、ロボット工学、人工知能、ブロックチェーン、ナノテクノロジー、量子コンピューター、生物工学、物のインターネット、3Dプリンター、自動運転車など、多岐にわたる分野において新興の技術革新が特徴と言われております。産業革命の第4の波は、破壊的な効果を伴う可能性の高い幾つかの新興技術が十分に実行されたときに来ると識者は述べております。

政府は11月27日に、農業改革方針「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂しました。ロボットや人工知能などの先端技術を活用するスマート農業の推進を新たに据え、来年夏までに、普及に向けた計画「農業新技術の現場実装推進プログラム」（仮称）を策定することになりました。農業の生産性の飛躍的向上を目指すため、成長産業化を実現させるためには、スマート農業の導入が必要不可欠としています。また、農業用ドローンの利用拡大へ官民協議会を設置するとともに、ドローン普及を総合的に推進する計画を策定することになっております。

このような状況の中で、養老町地方創生総合戦略においても、未来につながる農業づくりとして6次産業化の推進について目標値を掲げて推進されておられますが、ある意味においては、このスマート農業にもつながっていると思われま

す。

1点目として、スマート農業推進を、目標値を持って創生総合戦略に組み込むべきと思うが見解を求めます。

2点目、関連して6次産業化の現状と今後の取り組み方針を伺います。以上です。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 2点について再質問がございました。お答えをさせていただきたいと思

います。

まず1点目のスマート農業を創生総合戦略に盛り込むべきと思うが、どうかという御質問でございます。

スマート農業の推進は、今後の町の農業振興のために不可欠なものであると思われま

すが、スマート農業の導入に伴う効果や技術の汎用化などについて検証を行っている段階であることや、圃場が小さく、用排分離がされていない本町の現状を踏まえ

ると、総合戦略等において明確な目標を掲げるには時期尚早ではないかと考えております。

次に、2点目の6次産業化の現状と今後の取り組みについてでございますけれども、6次産業化の取り組みにつきましては、今年度より6次産業化振興対策支援事業補助金を創設し、意欲ある農業者が行う付加価値の高い新商品開発や商品化に向けた課題解決に必要な取り組みなどに対し、支援をさせていただいております。

また、国や県の支援を受けて、（仮称）養老町6次産業化戦略の策定作業を進めており、具体的な目標の設定や、さまざまな取り組みを通じて6次産業化の取り組みが推進

されるよう、取り組んでいるところでございます。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 田中敏弘君。

○9番（田中敏弘君） 私、農業問題となると、どうしても地元の状況を踏まえて質問しますが、上多度東部土地改良は、町内はおろか、県内トップ的な基盤整備もしてありますので、一日も早く、養老町全体がそのようになっていただきたいなあと考えております。

現在、政府は、改正入管難民法に基づく外国人労働者受け入れ拡大について再度協議中ではありますが、課題も多くあり、人手不足については、国内ででき得る手法は全て講ずべきであり、その後の対策に、その後の対応にすべきと外国人雇用については思っております。国の施策を踏まえ、確実に末端営農組織や農家等の農業の担い手に正しい情報を提供し、養老町農業の振興・発展に役立つことを希望し、質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、9番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

議員の皆様は議員控室にお集まりください。傍聴者の皆様は、北委員会室にてお茶の用意をしておりますので、御利用ください。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 議長より指名をいただきましたので、通告に基づき、質問をいたします。

まず1点目、圃場整備の現状と今後の対策についてを質問いたします。

養老町は、事業実施ごとに土地改良区を設立してきた経緯があり、現在、用排水主体の区、農地主体の区など、大小22の土地改良区が混在をしております。養老町は特に小規模な区が多く、次のようなデメリットがあります。

広範囲な水利施設の一元管理、計画的な維持・補修ができないこと、また広域での基盤整備事業に取り組みが困難なことです。養老町の圃場整備は、昭和40年代の整備が多く、用排水分離がされておられません。特に五三地区においては、昭和初期の整備であり、小規模の家族経営が対象でありました。現在は体系も大きく変化をし、大規模な経営が主体となってきました。大規模経営に見合う圃場整備が必須となってきております。しかしながら、養老町の圃場整備は遅々として進んでおりません。

これらを踏まえ、次の4点を質問いたします。

まず1点目、養老町の圃場整備率及び大区画圃場整備率、これらの現状と今後の目標についてをお尋ねいたします。

2点目、県が事業主体の農地中間管理機構関連農地整備事業においては、機構が借り入れている農地では、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めず基盤整備ができるということでありましたが、これらの要件と、また現在の農地バンクへの町内の集積率はどのようになっておるか。

3点目、現在一部の集落で農地再編整備への話し合いがされているが、これらの現状は。また、この事業においても農家負担なしと聞いておりますが、この要件についてはどうなっておるか。

4点目、町内の土地改良区は大小22混在しておりますが、合併への進捗状況についてをお尋ねいたします。

養老町においては、養老町土地改良区合理化調査検討委員会の統合整備推進部会において賦課状況を確認し、具体的な統合について検討中とのことであります。また、養老町農業基盤調査及び統合整備構想策定業務が実施をされております。県においては、また平成30年度に養老町排水機場統廃合の技術検討業務、これは仮称でございますが、実施をされております。これらの経過、経緯が出ておればお答えをいただきたい。

○議長（大橋三男君） 松岡農林振興課長。

○産業建設部農林振興課長（松岡弘泰君） ただいまの松永議員の御質問に、実務的な内容でございますので、農林振興課のほうから答えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず、1点目の養老町の圃場整備率及び大区画圃場整備率と今後の目標はということでございますが、まず本町の圃場の現状についてでございますが、平成30年3月末現在、圃場整備率は52.7%、整備済み面積は1,170.6ヘクタールであり、大区画圃場整備率は5.1%で、整備済み面積は112.6ヘクタールとなっております。

今後の圃場整備に係る目標につきましては、依然として町内の半数近くの圃場が未整備であることから、少なくとも近隣市町と同水準程度の圃場整備率、69.7%となるよう基盤整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、農地中間管理機構の養老町内の集積面積と集積率と、あと農地中間管理機構の基盤整備の件につきましてでございますが、まず農地中間管理機構（農地集積バンク）を通じた農地の集積状況についてでございますが、集積面積は639.3ヘクタール、集積率は23.2%となっております。

また、議員御質問の基盤整備事業でございますが、農地中間管理機構関連農地整備事業のことと思われませんが、この事業につきましては、今後10年間、平成35年までで全農地の8割を担い手に集約するという国の政策目標に基づき、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請、同意、費用負担によらず、都道府県が基盤整備を進めるものでございます。

本事業は、1. 事業対象農地の全てについて農地中間管理権が設定されていること、

2. 事業対象農地面積が10ヘクタール以上であること、3. 農地中間管理権の設定期間が事業計画の公告日から15年以上あること、4. 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること、5. 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上することなどを採択要件としております。町内におきましては、本事業を活用して基盤整備を進めたいという意向のあります室原地区や大野地区に対しまして、事業内容の説明会の開催や推進組織の立ち上げについての支援を現在行っているところでございます。

3番目の各集落で県単事業の農地再編整備の状況はということでございますが、こちらにつきましては、議員御質問の県単事業の農地再編整備とは経営体育成基盤整備事業のことと思われませんが、当事業に係る話し合いは、平成28年度ごろより、事業の実施に対して前向きである大巻地区において勉強会等を開催してまいりました。大巻地区につきましては、今後の基盤整備を推進する目的で、5月に大巻地域基盤整備推進協議会が設立され、7月から8月にかけては、集落内において関係者を対象とした説明会を開催し、事業に対する理解や周知に取り組まれたところでございます。現在は、説明会において寄せられた意見や質疑のあった内容を整理しつつ、具体的な事業実施に向けまして、工事委員会、営農委員会、換地評価委員会を立ち上げる準備を進めているところでございます。

また、本事業は、受益面積が20ヘクタール以上である面積要件のほか、事業完了時において、担い手の経営面積や農地面的集積率を向上させるといった地区の目標とする集積要件を満たすことが求められています。さらに、この事業とあわせて農業経営高度化支援事業、これはソフト事業でございますが、それを活用することによりまして、地域の中心となる経営体への農地集積や高収益作物への取り組みを行うような地域については、最大で事業費の12.5%相当の助成がありまして、地元負担の軽減が可能となるものでございます。

4点目の土地改良区の合併の進捗状況ということに関しましてでございますが、土地改良区の合理化につきましては、土地改良区の統合整備に関する基本方針に基づき、将来の構想は、養老町で土地改良区の本一化を目指すことを目標に検討を進めております。

現在22ある土地改良区のうち、旧六ヶ村排水土地改良区のほか、上多度東部、南濃北部、下池西部の4つの土地改良区については、ことし5月に合併推進協議会を設立し、平成32年4月の合併に向けて協議を進めているところでございます。このほか、五三土地改良区と大場新田土地改良区、また高田土地改良区と烏江土地改良区との間におきましても、双方が合併について前向きな意向を持っており、今年度内にも合併推進協議会が設立される見通しであるなど、土地改良区の合併に向けた協議が加速しつつある状況でございます。

なお、養老町関係土地改良区合理化調査検討委員会における検討状況についてござ

いますが、平成29年度から3カ年計画で、平成29年度には農業基盤調査及び圃場、幹線農道、排水機場、幹線排水路、用排水施設管理の各整備構想の策定、今年度は、県において排水機場統廃合の技術検討業務、そして来年度には、総合整備構想の取りまとめを行う予定をしております。

まず、昨年度実施しました農業基盤調査につきましては、農道、排水機場、用排水路等の現状把握及び整備に係る概算事業費の算定を行いまして、この内容について3月の当調査検討委員会に報告したところでございます。また今年度、県において実施されている排水機場統廃合の技術検討業務については、各排水機場の設備の状況を初め、排水系統や排水面積の整理、地区近傍の降雨資料の収集及び解析、排水先となる河川の流量等、外水位の検討なども踏まえて、排水施設整備計画の概定を行っているところでございます。

こうした検討結果も踏まえまして、来年度には総合整備構想の取りまとめを予定しておりまして、今後は、この総合整備構想に基づき農業基盤整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再質問をいたします。

先ほど答弁の中で、養老町土地改良区合理化調査検討委員会という名称が出てきましたが、この検討委員会のメンバーはどのようなメンバーで構成されているのか。そして、再編整備事業については農家負担なしと言われておりますが、大巻地区で進めております経営体育成基盤整備事業においては、減歩が最大30%というようなことも聞いておりますが、これらもあわせて話し合いの中でされているのか、その大巻地区においては、どのくらいの減歩の割合で話が進められているのかをお尋ねいたします。

また、これらの事業をやるについては、事務費が膨大にかかると推測されます。この事務費の負担、これはどこが持つのか。また、その事務の実質的な主体となるのは、県なのか、町なのか、地元なのか、それをお尋ねいたします。

そしてもう一点、土地改良区の合併については、水系や賦課金の課題がございます。養老町においては、それぞれの土地改良区において賦課金が異なっております。大垣市においては、賦課金ではなく、税の一本化で徴収をされておると聞いておりますが、これらの考え方をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 松岡農林振興課長、自席答弁。

○産業建設部農林振興課長（松岡弘泰君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の合理化調査検討委員会の委員の構成ということでございますが、養老町関係土地改良区合理化調査検討委員会は、町長を初め、関係土地改良区の理事長、養

南土地改良合同事務所、西濃農林事務所、岐阜県土地改良事業団体連合会のほか、海津市及び養老町の31名で構成されております。

次に2点目、大巻土地改良区で減歩の割合について、具体的に検討しておるのかという御質問であったかと思いますが、こちらにつきましては、勉強会等で減歩が発生することにつきましては、お話し合いといたしますか、検討をしております。ただ、具体的にまだ減歩といたしますか、そういう図面等が固まっていないこともありまして、具体的な減歩の数字については、まだお示しできていない状況でございます。

また次に、今後、土地改良事業を推進するに当たり事務費等が必要ではないかということでございますが、あと、土地改良事業を推進するに当たりましては、必要となる事務費につきましては、あくまでも土地改良区の定款に規定されている土地改良区の運営事務費に属する性格のもので、土地改良区自体がそれぞれの基準をもって賦課徴収し、負担すべきものであると考えております。

なお、町としましては、事業に要する経費について、法律や条例等の規定に基づき負担してまいりたいと存じます。また、新たに土地改良事業を実施する上で必要となる事務につきましても、土地改良事業が原則として農業者の同意と申請に基づき実施されることに鑑み、基本的には、事業を行う地域において事業参加資格者の同意や申請に係る事務を行っていただく必要があると考えておりますが、町としましても、地域からの要請があれば積極的に支援するとともに、県や岐阜県土地改良事業団体連合会などの関係機関との連携により、事業が円滑に実施されるよう努力してまいります。

また、土地改良区の合併、統一ということにつきましてはの御質問であったかと思いますが、土地改良区の統一につきましては、賦課金や排水系統といった点は、各土地改良区の成り立ちやこれまでの経緯などを踏まえますと、合併の当初から統一することは難しいのではないかとお考えられます。特に賦課金につきましては、各土地改良区が保有する財産や施設を初め、排水面積等が異なっていることから、合併の当初から賦課金を統一するのではなく、これまでの賦課水準を維持しながら合併を行い、総代や理事、監事等、役員の数削減や体制の強化を図りつつ、経費の節減を図る中で、将来的には賦課金を引き下げたり、均一賦課ができるよう、時間をかけて組合員の皆様の理解を得ながら進めていかざるを得ないというふうにご存じます。

また、排水系統の統一につきましては、先ほど回答させていただきましたとおり、今年度、県において進めていただいております排水機場の統廃合技術検討業務の調査結果なども踏まえながら判断してまいりたいというふうにご存じますし、大垣市のように一本化はできないだろうかというような御指摘に対しまして、本町では、現在土地改良区の合理化を進めているところであり、自治体内に単一の土地改良区のみが存在する大垣市とは状況が異なるということもございまして、土地改良事業に要する経費につきましては、広く町民の皆様から徴収するとか、御負担をお願いするというよう

な考えは現在のところございません。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 再々質問をいたします。

養老町においては、集積も補助整備も大変おこなっているのが現状であります。国においては、19年度予算または18年度の補正予算で、合計6,451億円を国は計上して、土地改良に重点投入をし、農地の大区画化を推進しております。今進められております事業等は、県が事業主体の事業でありますので、県・町がしっかりと連携を取り合い、地元の土地改良及び集落営農に対して、事務を含め、全面的に町が指導していかなければならないと私は考えております。

20年ほど前の東部農地再編整備事業、いわゆる東部パイロット事業でございますが、これは成功を見ませんでした。この轍を踏まないよう、町長の決意をお聞かせいただきたい。

これでこの質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 土地改良合併についての私の決意ということでございますけれども、町の3分の1ほどの面積を占める広大な農地を持つ本町におきまして、農業が基幹産業であるという考えは就任当初から変わっておりません。その思いは、少しも揺らぐことはございません。担い手への農地の集積・集約化を進め、農地の汎用化を図ることは、本町の農業振興を図るだけでなく、競争が激化する世界の農業情勢を勝ち抜くためにも不可欠な要素であることから、その基盤となる土地改良事業に対して、相応の予算配分を行うというのが国の考えであるとも思われます。

こうした点から、本町におきましても農業基盤の整備は重要な課題であることから、私としても、何としてでも実現させたい事業の一つでございます。

平素から、私は、協働のまちづくりを掲げ、これまでも町政経営を進めてまいりましたが、それはこの農業の振興についても同様でございます。町でやるべきことは町が、地域でやるべきことは地域において進めていただき、それぞれ一方だけではできないことについては、両者が協働して進めることにより、この困難な事業をやり遂げたいというのが土地改良事業の推進に対する私の率直な思いでございます。

町としてでき得る限りの予算配分はさせていただきますけれども、法律に触れないということを前提にさせていただきますけれども、地域の皆様方も、今回はやり遂げるんだという強い思いを持っていただき、一緒になって進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 2点目の質問に入ります。

障害者福祉施策についてを質問いたします。

本年3月に、養老町において第2次養老町障がい者プランが策定をされております。これに基づいて、障がい者福祉事業が進められておりますが、養老町福祉作業所においては、町内に知的障害者の働く場所をとの保護者の強い願いのもとで、平成5年に2組の親子による自主運営から始まり、現在は養老町の委託事業として養老町社会福祉協議会が運営をされております。

この福祉作業所は、生活介護事業所ではありますが、利用者の働きたいという思いのもとでいろいろな作業をしております。自主製品としてクッキーやパウンドケーキ、パン、縫製品などをつくり、またリサイクル作業として、アルミ缶の収集をして資源回収に努めております。また、企業からの受託作業を作業内容としております。この作業において、収入も不安定でございますが、作業がないこともあります。そんな中で、作業の安定や収入面の確保のため、保護者の中から、作業所の敷地内において喫茶店の運営をし、ここで作業所で作ったパンやクッキーを提供し販売したらどうかとの強い要望があり、社会福祉協議会も積極的に協力をするということでもあります。

この福祉作業所は養老町の委託事業でありますので、養老町の考え方をお尋ねいたします。また、この事業を立ち上げるに当たっては、国・県の補助体制はどのようになっておられるのかを質問いたします。

次に、福祉作業所と併設されておりますそよかぜ教室、旧ことばの教室ではありますが、この現状と今後の対策についてを質問いたします。

利用者の地域別・年齢別人数はどのようになっているのか。利用された児童の進路先はどのようになっているか。高田・小畑地区で現在実施されておりますが、今後、東部中校下での考え方はどのように考えておられるかを質問いたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） 松永議員の2番目の御質問につきましては、実務的なことがございますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目の作業所において、喫茶店等を開設の計画があると。そうした場合、国・県の補助金等の対応はどうかという御質問でございますが、福祉作業所の事業運営主体は養老町社会福祉協議会であり、議員お尋ねの補助金交付申請等に関しましては町が直接関与することはございませんが、今のお尋ねの件ですと、障害福祉サービス事業を実施するための施設整備を行う社会福祉法人等に対する国庫補助金制度で、岐阜県障害者（児）福祉関係施設等整備費補助金の活用が想定されます。

こちらにつきましては、国が定める社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱に基づき、補助基準額を上限としまして、国及び県の予算の範囲内で整備に要する対象経費の4分の3を補助するという形で、その内訳といたしましては、国が2分の1、県が4分

の1、残りを事業主が負担するという形になっております。この件につきましては、事前に県の担当課であります障害福祉課に相談させていただいたところ、ただ単に喫茶店の運営が目的では補助対象外となります。そのため、就労継続支援B型事業所の設置であるとか、既存の生活介護事業所を拡大する方向で、人員基準及び設置基準に留意しながら事業内容を検討していく必要があるという指導を受けております。

今後も、類似の喫茶型事業所の事例を参考に、事業内容が具体化した段階で、改めて社会福祉協議会と県の障害福祉課との協議が必要であると考えております。

続きまして、そよかぜ教室の現状と今後ということで、利用者の地区別・年齢別の構成であるとか、利用者のその後の進路、あと、高田・小畑地区でそういったそよかぜ教室があるが、東部中校区にないのはどのような考えかということでございますが、養老町におきましては、療育・保育・教育環境の充実を図るために、児童発達支援事業所をこの4月から、既存のこたばの教室を改め、そよかぜ高田教室に加え、そよかぜ飯田教室を開設し、2カ所で支援を行っているところです。

原則としまして、東部中学校区の利用者につきましては高田教室、高田中学校区の利用希望者につきましては飯田教室に通所いただくことになっておりますが、本人や家族の希望、また事業所での支援体制を考慮し、適宜対応しているところでございます。

直近の11月の利用者数につきましては、高田教室が31名、飯田教室が26名となっております。利用者の内訳につきましては、高田教室におきましては、養老小学校区が4名、広幡小学校区が4名、上多度小学校区が8名、池辺小学校区が5名、笠郷小学校区が10名となっており、こちらの高田教室の年齢別の構成といたしましては、5歳児が10名、4歳児8名、3歳児9名、2歳児4名という状況です。

一方の飯田教室につきましては、養老小学校区が16名、養北小学校区が8名、日吉小学校区が2名で、年齢別の構成といたしましては、5歳児が4名、4歳児が12名、3歳児が4名、2歳児4名、それと1歳児が2名という状況となっております。

その後の進路という御質問でございますが、この児童発達支援事業所は就学前までの支援ということで、ことし平成30年3月で支援を終えられた方につきましては、町内の小・中学校の通常学級へ17名、それから特別支援学級へ3名、大垣特別支援学校小学部が1名進まれると聞いております。今後も、こども園、小・中学校、西濃圏域発達障がい支援センター等の関係機関と連携しまして、支援体制を構築していきたいと考えております。

その次に、そよかぜ教室が高田・小畑の高田中学校区であって、東部中学校区の対応はどうするかという御質問でございますが、高田駅東の心身障害者福祉センター内のこたばの教室、現在名称は「そよかぜ高田教室」になっておりますけれども、こちらの開設以降、支援を続けておったわけですが、開設以降、年々利用者が増加していくという状況下で、平成22年3月策定の養老町次世代育成支援後期行動計画、また平成27年3月

に策定されました養老町子ども・子育て支援事業計画、また同じ年に策定されました養老町障がい者プランの重点的な取り組みの課題といたしまして、ことばの教室の充実が掲げられておりました。

そういった状況下でありまして、養北認定こども園の建設事業というものが持ち上がりまして、その中で、養老町子ども・子育て会議等でもこの件を検討いたしまして、敷地内にことばの教室を併設するという形で、現在のそよかぜ飯田教室が開設された経緯がございます。

議員御指摘のとおり、高田中校区に施設が偏っておりますけれども、現時点では、支援施設としては、数としては整っておりますことを御理解願いたいと思います。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） ことばの教室、いわゆるそよかぜ教室については、現在で足りておるといふ答弁でございましたが、東部校下においては、大きな遊休施設が2カ所ございます。上多度にある地域福祉センター、そして池辺にあります旧池辺幼稚園、この施設がございますので、東部校下において、やはり平等で公平にこの教室を運営していくという点においては、その施設を利用するというのも一案であると私は考えておりますので、その考えをお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、自席答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） 先ほども申し上げましたように、今年度から高田・飯田の2つの施設で支援を実施しているところでございますが、支援体制は現状では十分整っている状況でありまして、東部中学校については、2つ施設がございますけれども、空き施設を利用して支援施設の増設ということは、現時点では考えておりません。よろしく申し上げます。

○10番（松永民夫君） 終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、10番 松永民夫君の一般質問を終わります。

次に、7番 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、2項目について質問させていただきます。

1項目め、養老町地域公共交通網形成計画についてお伺いします。

町民の皆さんの暮らしに必要な移動手段の確保、お出かけしやすい環境づくりの目的で、本年度、地域公共交通網形成計画の策定が進められております。懇談会は、区長、老人クラブ、PTAの方々が構成員となり、町民ニーズの把握における業務の一つとして、各地域での地域懇談会の開催目的、そして進め方、開催日時など、内容は公共交通の現状と各種ニーズ、調査結果の概要、そして意見交換をするという平成30年11月28日、

建設課より各議員に情報提供をいただきました。

町には、公共交通機関として養老鉄道、路線バス、オンデマンドバス、タクシーがあります。そこで、オンデマンドバスに対しての質問をさせていただきます。

現在、養老町内では利用者の利便を図るため、要望時刻に要望場所へ運行するオンデマンドバスが運行され、町民の皆さんの移動手段として一定の評価を得ているところがあります。平成25年11月の運行開始以来、バス停の箇所数も234カ所から現在では243カ所となるなど、利便性も向上し、関係者の努力に敬意を表したいと思います。

運行開始から数年を経過し、利用の要望も変化の兆しを見せているように思われます。しかし、オンデマンドバスの基本である予約制については、町民から改善の声が上がっています。毎回予約する煩わしさの改善、予約なしで乗車できる定時定路線のバス運行要望であります。特に、ほぼ毎日定期的に利用される利用者の中には、一回一回の予約ではなく、長期間の予約を望まれる利用者もおられます。平成27年度9月議会で質問させていただいた折の回答では、効率のよい運行を目指したいとの答弁でした。もとより、地域公共交通の抱える課題は多様であり、バスについても、民間バス業者の定期バス運行が赤字化する中で、地域住民の足を確保するため、いろいろな問題点を洗い出す中で、選択肢として町が責任主体となったオンデマンドバスが採用されたことは承知しておりますし、今後もより洗練された事業運営がなされることを期待しつつ、2点について質問します。

1点目、現在策定作業を進めておられる地域公共交通網計画は、鉄道、路線バス、オンデマンドバス、タクシー等、交通インフラの総合利用により地域住民の移動確保計画になるものと受けとめております。地域懇談会では、どのような意見がありましたでしょうか。

2点目、現状の予約型乗り合いでオンデマンドバスが運行されていますが、オンデマンドバス以外に、決まった場所に決まった時間に運行するオンデマンドバス、予約不要な定期運行の路線化を併用することについて、現時点でどのように考えておられるのか。

以上、2点について町長及び担当課長の見解をお伺いします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、御質問の件につきまして、実務的な内容でございますので、私のほうから御回答を申し上げます。

まず、1点目の地域懇談会でのオンデマンドバスに対する意見についてでございます。

本年度と来年度の2カ年をかけまして、養老町地域公共交通網形成計画の策定を進めており、12月4日から14日にかけて、おおむね小学校区単位の8地域で地域懇談会を開催いたしました。

まず、鉄道につきましては、「残してほしい」「運行本数の増便」などです。路線バスにつきましては、「総合病院への通院に助かっている」「運賃が高い」などが

主な意見としてありました。また、オンデマンドバスに対する主な意見では、「通院に使用し、いつも助かっている」「利用の仕方を知らなかった」「予約が面倒」という御意見をいただきました。これらの意見を参考に、公共交通利用の促進や、オンデマンドバスについては、今や若い世代から高齢者まで普及したインターネット、スマートフォンなどからも利用できるように、今後の地域公共交通網形成計画の中に盛り込み、利便性向上に取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、2点目の御質問でございます。

現行のオンデマンドバスに加えまして、定時定路線化を運行いたしますと、バスの新規購入や人材の確保など、実現は厳しい状況であります。まずはオンデマンドバスの利用状況を考慮し、車両6台の乗り合い率の向上や効率化を図りながら、セミデマンドバスとの併用などを今後の網計画の中で盛り込んでいきまして、利用の多いバス停を中心に、決まった時間に決まった場所へ運行するバスとしての対応を検討していきたいと考えております。

また、セミデマンドバスに関しましても、予約不要とはなりません、少しでも利用しやすくなるように取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 前向きな御答弁だと受けとめておりますが、車両6台の予約型乗り合い率の向上や効率化を図りながら、現在一部でセミデマンド対応している部分はあるが、今後も利用状況を考慮しながら、養老町地域公共交通網形成計画策定の中で、セミデマンドとも併用及び増減を検討するという答弁だったと思います。

そこで、2点について再質問します。

1点目、セミデマンドバスについての運行詳細明細をお願いします。

2点目、現在の養老町の高齢化率は31.4%であります。広域自治体と公共交通の活性化を図るため、地域住民の移動手段として町外の拠点への運行により、需要確保のため町外のバス停の場所の詳細説明をお伺いします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、自席答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） まず、再質問の1点目のセミデマンドバスについてでございますが、現在運行しておりますオンデマンドバスの利用状況に応じまして、まとまった移動ニーズがある時間帯、経路を把握いたしまして、おおむねのルートを定義いたしまして、その運行に人を集めるように予約を組み立てていく運行方式でございます。なお、この場合でも予約は必要になるということでございます。

次に、2点目の町外のバス停の状況でございますが、平成25年、本格運行開始時点でございますが、バス停が全体で234カ所ございまして、そのうちの町外バス停は5カ所でございます。その場所につきましては、養老鉄道の友江駅、駒野駅、それから海津市

今尾の名阪近鉄バス停と海津市のコミバスのバス停にそれぞれ1カ所ずつ、それから名阪近鉄バスの十六町のバス停にございます。その後、平成27年に養老鉄道的美濃津屋駅と名阪近鉄バスの塩喰バス停の2カ所が追加されまして、現在では全体で243カ所、そのうち町外のバス停は7カ所となっている現状でございます。

私からは以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 詳細に御答弁をいただきました。

9月、10月に実施された町民利用者アンケートの結果概要では、オンデマンドバスに対しての認知度は、養老町全体で35%でありました。オンデマンドバス利用者については、電話対応ではなく定期運行、またシステム制度の説明など、町民が望んでいるような条件が改善されたら利用者がふえると思います。町民、また利用者に対して積極的なPRをお願いし、1項目めの養老町地域公共交通網形成計画についての質問を終わります。

続きまして2項目め、行政バス利用についてお伺いします。

当町では、現在42人定員と26人定員の行政バスが運行されており、住民サービスの一環として町内各団体の行政視察などに利用されております。また、各団体等が実施する研修や会議の際には、大変利用度が高かったようにも思えます。

そんな中で、42人定員のバス車両が、老朽化等により維持・補修が困難となったため、今年度をもって廃車されると聞き及んでいます。新車の更新費用は約2,300万円と聞き及んでいます。かなり利用度の高いことから、車両更新されると思っておりましたが、来年度の更新予定はないとのことであります。

そこで、2点についてお尋ねします。

1点目、42人定員の行政バスを更新されないのは、購入後の維持管理費用と民間バス事業者のバス借り上げ料の経済比較のみで判断されたのでしょうか。ほかに要因があればお知らせください。

2点目、今までの利用状況からすると、全てを民間事業者のバス利用に転換すると相当多額の費用が生ずると思われれます。従来どおりのバス利用をした場合、その費用総額はどのくらいになるのでしょうか。今後、それらの費用負担についてどのようにお考えでしょうか。

行政バスの利用は、町が適切と認めたものであることから、今後の団体の利用について費用を町が負担するのか、一部を団体に補助するのか、団体の自主的な判断に委ね、町としては費用負担はないのか、今後どのように対応されるのでしょうか。何らかの対応をしないと、各種団体の活動の支障になりかねないと思われれますが、今後42人乗り定員の行政車両を購入する考えは。

以上、2点について町長及び担当課の見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） 御質問いただきました2点目の件でございますが、こちらにつきましても実務的な内容でございますので、私のほうから御回答をいたします。

まず1番目の御回答でございますが、平成8年に42人乗りバスを導入しましてから22年が経過いたしまして、ディーラーのほうからは、部品調達は難しく、故障箇所によりましてはそのまま廃車の可能性があると言われております。最悪のケースでは、運行中に故障いたしまして、代替運行も即時対応できないと思われるため、やむを得ず、当バスを廃止する方向で調整をしております。

42人乗りバスを更新しない理由といたしましては、今後の維持管理面のほか、町内及び近隣にバス運行事業者が存在すること、人材確保の問題、近隣町のバス保有台数などを総合的に判断したものでございます。

続きまして、2番目のバスを購入する考えがあるかどうかということでございますが、昨年度、42人乗りバスの利用回数は89回ございました。民間バスの借り上げ料につきましては、バスの種類、距離数、使用する時間によりまして算出されますので、ケースごとということでございまして、単純な費用の比較検討はできないと思っております。

また、所管課へは養老鉄道など公共交通の利用推進や、現行の26人乗りバスと大型パンとの併用など柔軟な対応をお願いしているところであり、影響が少なくなるように配慮をしているところでございます。42人乗りバス廃止後も、工夫すれば現状で十分対応可能であると思われますので、バスの更新は行わず、各種団体への新たな補助金などは、現時点では考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと存じます。

私からは以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 早崎百合子君。

○7番（早崎百合子君） 御答弁をいただきました。

行政視察や研修、会議に利用度の高かった行政バス、42人乗りバスが突然廃止されることにつき、各種団体の利用者は戸惑われると思います。住民サービスの一環として行政バスが運行されていて、今後の利用は、各所属の課内の予算措置で行われるということでございますが、活動範囲が狭くなり、従来どおりの活動ができるのか、何らかの活動の支障になるのではないかと懸念するところであります。

先ほど、更新されない理由の一つとして、近隣町のバスの保有台数を総合的に判断したものであり、影響が少なくなるように配慮するとの答弁でございました。平成31年3月31日をもつての行政バス42人乗りの廃止は、利用状況に変更が生ずると思っておりますので、バス利用者が理解していただけるよう、実態詳細説明を各所属課から各団体への周知を

お願いしたいと思いますとともに、先ほど大橋町長のほうから「養老が一番」という言葉が出ております。施策方針の中で、それを忘れないでいただきたいと思います。

2項目めの行政バス利用についての質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、7番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

議員の皆様は議員控室にお集まりください。

（午後0時00分 休憩）

（午後0時58分 再開）

○議長（大橋三男君） 休憩を解き再開をいたします。

それでは次に、13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき2件で質問をいたします。

町政の課題は山積する中、次の3課題について町長の見解を求めます。

最初に、平成27年度に作成した養老町人口ビジョン・「絆を大切にすまちなし養老」総合戦略では、合計特殊出生率の水準を維持しつつ、転出超過を現在の半分程度に縮小させていくとの設定での推計が最も現実的な数値であるとして、本年から22年後の2040年に養老町の人口目標を2万3,000人と設定し、公表をいたしました。

また、平成23年度に策定された第5次総合計画、絆プランでは、10年後の平成32年の目標人口を3万2,000人と設定しましたが、平成28年度の後期基本計画では2万9,000人と3,000人の減で修正をいたしました。

しかし、現状での人口減は大変厳しく、人口減は不可避との認識が必要であり、税収減の中・長期間に展望した投資的支出を控え、住民福祉の義務的経費を減らさないため、税の未収対策に抜本的な対応が求められます。

1点目は、平成26年度から32年度までの養老町中・長期財政計画に基づく今後の財政見通しにおける歳入の見通しの検証は行われているのでしょうか。特に、地方税の見通し推移の検証について伺います。

また、人口の予測数値は、22年後の2040年まで公表されましたが、税収予測については皆無です。人口減と財政見通しは一体です。高齢化比率が30%を上回り、年金生活者が大幅にふえる中、税収予測の推移を町民に公表すべきではないでしょうか。

2点目は、平成29年度の町税、いわゆる町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税の全体収納率は90.62%で、前年度より0.45%上がりました。しかし、町が収納する権利を有しているにもかかわらず、時効の発生により納税者の権利が消滅した不納欠損額は、町税5税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険の平成29年度の総額は7,223万8,594円です。この金額は、平成29年度に支出された教育費のうち、

幼・小・中学校給食費、町民会館費、図書館費、青少年育成費、人権教育費に匹敵します。さらに深刻なのは、不納欠損額が年々ふえていることです。平成29年度は前年より581万9,487円であり、この金額は、公立、私立の認定こども園園児、小・中学校児童・生徒全ての未来を担う子供たちに、1人1,200円の児童図書に3冊無料配付できる金額です。

具体的に質問するのは、正・副町長はもとより、収納公務をする職員の方々、全ての納税者に税収について認識していただきたいからです。税の収納公務は人口減とも深くかかわります。滞納も含めた不納欠損への取り組みについて伺います。

3点目は、税の使い方です。

現在、各課は来年度の予算編成の真ただ中です。多くの町民は、来年10月から予定されている消費税増税で暮らしをどのように維持していくのかとの不安を抱えています。切り詰めた生活事例を多く聞きます。税金を納めるのは国民の義務だから、生活を切り詰めても納付書が来たら納めないかんと思う。養老町には大切に意義あることに使ってほしいとの声も寄せられます。

各課の予算編成の受け皿になる総務課長に、納税者の声を受けとめる予算編成に努力すべきと考えますが、知見を伺います。

次いで、自治基本条例の制定について伺います。

自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例であり、自治体の憲法とも言われ、まちづくりの方向性や将来像、生活権や町政への参加権、情報公開請求権など町民の権利、首長や議会、職員の義務や責務、町民協働の仕組み、NPOなどへの支援など、住民参加型で立案することに意義ある、今、養老町に求められている条例だと認識しています。第5次総合計画、絆プランの答申にも重要と位置づけられています。

町長は平成22年の12月定例議会で、自治基本条例について条例制定機関の設置を総合計画の中で盛り込み、本計画、本条例を新たな養老町の旅立ちであるとしたいと答弁されています。その場しのぎの答弁だったのではありませんか。この条例制定の可否も含め、先送りまで今日に至っている要因をお答えください。

次いで、水道法の改正に伴う養老町の見解を求めます。

国会で改正水道法が成立し、民間の運営が容易になりました。改正のポイントとして官民連携によるものとし、施設の所有権を自治体に残しながらも運営権を民間に移すコンセッション方式の導入の促進、国が運営事業者に立入検査できる、また広域連携によるものとし、国が基本方針を制定、都道府県が市町村などで構成する協議会を設置することを可能にするなどであると認識しています。

水道事業は憲法が保障する生存権を具現化するものとして、公共の福祉の増進が目的とされてきました。町民生活に不可欠な水道インフラは、町全体で健全な運営が可能と

なる道こそ目指すべきだと考えます。

水道民営化の注目と疑問や不安は広がっています。コンセッションは導入しないと宣言する自治体もあらわれています。当町の見解や西濃圏域での進捗があればお答えください。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員から幾つかの御質問をいただいておりますが、私のほうでは自治基本条例の制定についての御質問にお答えをさせていただきます。残りの質問については、後ほどそれぞれ担当課長より回答をさせますので、よろしく願いをいたします。

自治基本条例につきましては、全国で約2割の自治体が制定しており、住民や議会、行政が一体となって地域の特性を生かしたまちづくりを推進するため、自治基本条例を検討することは大きな意味を持っていると考えております。

住民自治は、住民の自主的かつ自発的な活動を基盤として成り立つものであることから、本町では、このような活動を促し活発化することで、住民自治の向上と魅力ある地域づくりを実現するために、平成26年に地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例を制定いたしました。

また、第5次総合計画、後期基本計画策定時において、養老町計画審議会から地域自治町民会議の設立を町民の皆様と協議しながら進めなさいとの答申を受け、同計画に地域自治町民会議の設立と協働の推進を重点プログラムとして掲げてまいりました。

このようなことから、まず未設置の地域でこの地域自治町民会議を立ち上げ、住民自治の基盤である自主的かつ自発的な活動を促すとともに、町民の皆さんとの協働によるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（大橋三男君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） それでは私のほうからは、1点目と3点目の御質問について回答をさせていただきます。

1点目でございますが、中・長期財政計画に基づく歳入の見通しの検証は行われているのか、特に地方税について。また、税収予測の推移を町民に公表すべきではないかということでございますが、町では、平成25年12月に養老町中・長期財政計画を策定しており、平成26年度から32年度までの歳入の見通しを公表しているところでございます。

そのうち、主要な財源であります町税につきましては、生産年齢人口の減少等に伴いまして、平成26年度の33億8,300万円から年々減少し、平成32年度には4.7%減の32億2,500万円まで減収すると見込んでおります。

歳入の見通しの検証、特に地方税の見通し推移の検証についてですが、決算額と計画上の数字を比較いたしますと、例えば地方税につきましては、平成29年度は1億8,200

万円、計画上の数字より上回っております。要因といたしましては、主に個人町民税、固定資産税について、人口減少や評価がえなどの影響により減収を推測しておりましたが、推測ほど落ち込んでいないことが上げられます。

反面、地方交付税につきましては、平成29年度は3億4,200万円、計画上の数字より下回っております。要因といたしましては、消費税増収分を見込んでおりましたが、算定の結果、推測ほどの伸びがなく、また国勢調査人口の減少なども影響していると考えられます。

これらのことを踏まえ、乖離している数字及び財政状況の見込みにつきまして、現在、精査をしているところでございます。

現在の計画は平成32年度までであります。計画作成時とは、社会経済情勢により財政事情も変化しておりますし、また平成33年度から絆プランに続く新たな総合計画策定を進めており、それに合わせて新たな財政改革を策定し、歳入の見通しを公表する予定でございます。

続きまして3点目の御質問でございますが、納税者の声を受けとめる予算編成にと努力すべきと考えるが知見をとということでございますが、町行政を運営していく上での財源につきましては、申し上げるまでもなく、町民の皆様からいただいている税収がおおよそ30%を占めており、この財源をいかに町民のために役立てていくかを常に念頭に置き、全職員が強く自覚し、これまで以上に行財政運営の合理化、効率化に努めながら、町が直面している課題解決に向けて、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

人口減少により税収減少が見込まれ、厳しい財政状況でありますので、町といたしましては人口減少問題を最重要課題と捉え、全職員を対象として人口減少問題に対する施策提案を実施し、その内容を精査して、新年度予算において事業化することも検討しております。それと同時に、全ての事業内容を精査して、事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施し、最小限の経費で最大限の効果を得られるような予算編成に取り組んでいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（大橋三男君） 西川税務課長。

○総務部税務課長（西川敏明君） それでは、私のほうからは滞納も含めた不納欠損への取り組みについての御質問について、御回答をさせていただきます。

議員がおっしゃられましたとおり、平成29年度の不納欠損額につきましては、税・料を含めた全体で7,223万8,594円となり、前年度より581万9,487円の増で、そのうち町税が6,579万5,235円、536万6,577円の増となりました。

不納欠損につきましては、法令等に基づいて処理をしております。地方税法上、時効期間は5年で不納欠損となりますが、誓約や差し押さえをすることにより、新たに5年の時効が始まります。

自主的に納税する意思がない滞納者につきましては、財産調査を行い、差し押さえ予告、差し押さえの滞納処分を行っていく次第でございます。

財産調査の結果、無財産や生活困窮、所在不明の場合には、法令等に基づきまして滞納処分の執行停止、債権の棚上げの処理を行ってまいります。執行停止が3年間継続しましたときは、納付義務は消滅し、不納欠損となるわけでございます。

滞納整理につきましても、法令等に基づき実施をしており、督促状発布後は徴収推進室が中心となりまして、滞納者に対して電話催告、文書催告等による納税の催告を行い、納税相談をする中で、一部納付や納税誓約書の提出を求めており、これからも同様に進めてまいります。また、現在、町外の滞納者につきましては、臨宅による滞納整理を実施しておりますが、今後は町外に限らず実施していくこととしております。

私のほうは以上でございます。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 水道法の改正に伴う当町の見解ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

このたびの水道法の主な改正点としまして、広域連携を推進するため、県が中心となって関係市町及び水道事業者等を構成員とする協議会を設立することができること。もう一つとしまして、官民連携を通じまして民間の資本を活用するという、いわゆるコンセッション方式というものにより、水道施設自体の権利は地方公共団体が有したまま事業運営権を民間事業者を設定することを可能にするものですが、これを設定するかどうかは地方公共団体の判断に委ねるものとされております。

当町におきましては、近隣市町とも情報共有を図りながら、この法律改正の趣旨を十分に引きわめていく必要があると考えており、近々に事業の運営権を民間事業者を設定するというようなことは、現時点では考えておりません。

一方で、当町は人口減少は依然として続いております。将来におきまして、人口減少に加え、職員の技術継承等も含め、事業を運営する上で問題が出てくることも十分に考えられます。こういった事態に対処するために、民間のさまざまなノウハウなどを利用し、事業を運営することが必要だと判断される場合には、官民連携も選択肢の一つとして考えられます。

また、広域連携の関係では岐阜県が主体となり、広域連携を目的とした岐阜県水道事業広域連携研究会が発足し、養老町が属する2市9町大垣広域水道圏部会にて研究会が開かれております。

まずは受益者を第一に考え、受益者の負担が少なくなる最善の策を選択して、実施していく考えでございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 町の中・長期財政計画では、住民負担の公平性の観点から、滞納整理強化月間の設定、高額滞納者に対する処理促進、差し押さえ処分の強化などにより、さらなる滞納額の縮減を図り、自主財源の確保に努めると記しています。

お尋ねします。平成29年度の町滞納などの促進に関する実績をお答えください。

今年度、総務民生委員会は奈良県広陵町を視察し、徴収改革の取り組みを学んできました。奈良県は県を挙げて徴収改革に取り組んでおり、広陵町の平成29年度の税徴収は全体率で97.52%、養老町は87.26%ですので、10.26%も高い率の徴収税となっていました。

中でも広陵町は、地方自治法第171条の2、強制執行などを遵守し、年間300件の差し押さえを行っていました。人口は8月末現在で3万3,500人ですので、養老町より約4,000人多い町です。養老町の差し押さえ件数は先ほど答弁があった80件ですので、広陵町の徴収職員と納税者の意識の改革の高さを学ぶことになりました。

差し押さえと聞けば、納税者は給与の手取り額を全額町が差し押さえるのではないかと思いがちですが、基準があります。その基準を具体的にお示してください。おおむね手取り額の何%というふうに答えていただけるとありがたいと思います。

次いで自治条例の制定では、近隣市町でもひな形に自治体名を入れただけの条文を議会に提案し議決を求める例や、1年の月日を要し、町民と協働で作成する町民参加型の条文を議会に付す例など、自治体の取り組み方はさまざまです。

岐阜市では、基本条例というと少し難しそうという市民に対し、わかりやすい絵で読む岐阜市住民自治基本条例、「協働で創るみんなのまち・岐阜」をパンフレットとして作成しています。

平成26年3月19日に制定した地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例と、自治基本条例の認識が同一であるとお考えであるとすれば、私は大間違いであると指摘したいと思います。先ほどの町長答弁では、自治基本条例ということに対しての見解を解いていましたが、一言も答弁は反映されず、自治町民会議をしているのではないかというふうに聞いてしまいました。私は大間違いであると指摘したいと思います。

自治町民会議は、地域区域内、小学校校区、前の旧市町村の区域を基本とし、区域内の課題で町と協議し、予算を交付するものです。自治基本条例は、養老町の課題対応や町民が主役でのまちづくりを、住民、議会、首長などがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の基本ルールを定めたものです。

だからこそ、平成23年2月7日、第5次総合計画の答申に、今後のまちづくりは住民参加と地域協働の仕組みがキーワードとなるため、その指針ともなる自治基本条例について、住民参加により全庁的議論を進めることによってと明記され、大橋町長はその答申をお受けになったではありませんか。私は、自治基本条例のもとに地域自治町民会議があるとの認識で、先ほどの答弁には驚いてしまいました。

養老町に自治基本条例は要らないというのなら、これまでの町長の議会答弁が政策転換したことになり、当然、説明責任を果たしてもらわなければいけません。お答えください。

次いで、水道法改正の件では、県主導による岐阜県水道事業広域連携研究会会議の中でも、水道法改正に伴う協議がある旨の答弁をされたと思いますが、このような重要案件は速やかに議会に報告されるべきです。報告しない理由をお聞かせください。

また、受益者が一番懸念するのは、国の関与により、県が市町村などで構成する協議会を可能にすることにより、水道料金の統一化が図られ、町の裁量がなくなり、料金値上げやサービスの低下に歯どめがかからなくなるのではないかということです。

現在、水道トラブルに対し、担当職員の方々は休日、夜間、昼夜を問わず現場に駆けつけ対応されていますが、平成29年度の実績を具体的にお答えください。

また、現在の水道事業の収支についての見解も求めます。

コンセッション方式の採用、広域連携、いずれにしても、経営効率化の名のもとに水の安全性や安定性の後退、自己水源の確保、町内の水道事業者の方々の営業など、今までどおり守られ、保障されていくとお考えでしょうか。

さらに、岐阜県水道事業広域連携研究会の組織の形態、役員構成についても再質問させていただきます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 幾つかの再質問をいただきましたが、私のほうでは、自治基本条例についてをお答えさせていただきたいと思います。

議員のほうから、自治町民会議と自治基本条例を同列に考えているのではないかというような御質問でございますけれども、自治基本条例は行政への住民参加など、自治体運営の理念を定めた条例でございます。住民自治の拡充が図られるものであります。しかしながら、議会や行政のみならず、住民にも責務や義務を課すことにもつながります。

このようなことから、自治基本条例を真に有効なものにするためには、事前に住民参加や協働に係る意識の醸成や浸透、また制度づくりをしっかりと行う必要があります、具体的な協働の仕組みを明確にし、議員御指摘のとおり、本町に適合した自治基本条例とする必要があると考えております。

現在、町が地域に提案している地域自治町民会議の取り組みは、こうした協働のまちづくりを進めるための受け皿であり、住民自治の基盤となるもので、新しい住民づくり団体である地域自治町民会議を組織していただくことが必要であると考えております。

まずは、何より未設置の地区で、この地域自治町民会議を立ち上げていただくことを重点に取り組んでまいりたいと思います。そして、町民の皆さんの住民自治や協働に向けたいい意識の醸成を図ってまいり、養老町独自の自治基本条例をどうしていくのか、今後検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 西川税務課長、自席答弁。

○総務部税務課長（西川敏明君） それでは、私のほうからは、平成29年度の滞納処分の実績と差し押さえの場合の給与の基準について、御回答させていただきます。

平成29年度の実績につきましては、電話催告が994件のうち納入件数が424件、収納額につきましては869万5,300円、差し押さえ件数は80件で1,760万3,477円で行いました。納税誓約は225件、財産等の調査が634件でございます。また、県税事務所への職員の派遣に伴います滞納処分の県との連携によりまして、差し押さえが14件、125万4,000円、自主納付が34件、601万5,000円、納付誓約が48件となっております。

続きまして、手取り給与の基準ということで、差し押さえした場合のその基準ということでございますが、給与につきましては、条件つき差し押さえ禁止財産とされておりまして、1つ、給料等、2つ、賞与等、3つ、退職手当等の3種類に区分されております。給与等収入は、生活の生計維持に欠くことができない重要なものであるため、最低生活費程度に相当する金額について差し押さえが禁止されております。

給料等の差し押さえ禁止額につきましては、給料等から差し引かれる所得税、住民税、社会保険料に相当する金額と最低生活維持費として10万円と、本人を除く家族の人数に4万5,000円を乗じた額及び給料等から税相当額、最低生活維持費を差し引いた残額の20%の合計額となります。

一概にその割合をお示しするという事は難しいわけですが、参考図書に掲載されておりました例を申し上げますと、給料等の総支給額が34万2,000円で、扶養親族が2人の場合、税相当額7万円として最低生活維持費が19万円、20%分が1万7,000円となり、差し押さえ禁止額につきましては27万7,000円となります。

差し押さえ可能額につきましては、その差し引きとなりますので6万5,000円で、生活費としては20万7,000円程度が手元に残ることとなります。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） ただいまの水道法の改正についての再質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。

水道事業を安定的に運営するための方策としまして、広域連携に関する研究を行う目的として、岐阜県水道事業広域連携研究会を設置しております。現在までに、岐阜県が主体となる広域連携を目的とした岐阜県水道事業広域連携研究会ですが、養老町は2市9町の大垣広域水道圏部会に所属をいたしております。

部会はこれまで3回開催されておりますが、町の水道事業の方針を転換するような重要な協議となる案件は、現在のところございません。

また、委員であります担当課長レベルでの研究会はまだ開催されておられませんので、議会への報告事項は現在のところはございません。委員であります担当課長レベルでの研究会が開催されましたら、研究会での検討結果を議会で報告させていただくことにな

ります。

町としましては、ライフラインを担う公営企業として、先を見通した経営の戦略を立て、維持・運営を行っていく必要がございます。

水道の使用料金につきましては、各市町が経営状況に応じた使用料金を判断していくべきものと考えており、広域連携による水道料金の統一化を図る考えはございません。

最初の御質問の中で述べましたように、受益者第一と考えまして、官民連携や広域連携につきましては、全国の他市町の状況、そして近隣市町の動向等を十分に見きわめつつ、当面は町主体の事業として運営してまいりたいというふうに考えております。

水道のトラブルに対する対応につきましては、町が事業者でありますので、水道課担当職員が担当しております。今後も同様の対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また、御質問の中にごございます職員の祝日、休日の時間外等の出勤日数ということでございますけれども、平成29年度実績では、計5名で延べ18日、時間数は延べで約70時間でございます。

また、収支につきましては、これも29年度の実績でございますが、3条関係の収入となる水道事業収益が4億6,356万6,797円、また支出となる水道事業費用が4億2,954万2,614円です。差し引きとしまして、3,402万4,183円の黒字というふうになっております。単年度収支としましては、料金回収率が100%を上回る経営状況となっております。

また、自己水源につきましては、町として水道事業を実施する上で非常に重要な基幹施設であり、自己水源を引き続き維持・運営していく考えに変わりはありません。

当然ながら、町内の水道事業者の方には、町の水道事業を維持・運営する上で非常に重要な役割を担っていただいております。今後とも、町内の水道事業者の方におかれましては、水道事業の維持・運営に御尽力をいただきたいというふうに考えております。

最後の組織の形態ということで、岐阜県水道事業広域連携研究会でございますけど、会長は、岐阜県の健康福祉部薬務水道課長であります。副会長は、岐阜県清流の国推進部市町村課長であります。各委員は、42市町村の水道担当課長であります。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 議会ルールでは質問は3回までですので、この件では最後の質問をさせていただきます。

先ほど町長は、自治基本条例については自治町民会議の箇所を広げながら、受け皿として位置づけているというふうなことをおっしゃいました。自治基本条例は、住民に課すというふうなことを言われたと思うんですが、自治体の憲法ですので、住民を守るという立場もあるというふうなことも認識していただきたいと思ひますし、この自治基本

条例をつくるのかつくらないのか、どうしていくのか検討するというふうに私は受け取ったんですが、これは、いつ、どういうふうに判断をしていくのか、部会をつくってやると平成22年にはおっしゃっていたわけですので、その点を今議会でも明確にしておいていただきたいと思います。

もう難しくて、自治町民会議はとても広がらなくて難しく、さらに自治基本条例、もうそんなものやっておれんと、職員も少ない中で、そういうふうな認識をお持ちでしたら、それは大間違いであるというふうに思っていますし、自治町民会議が町ではホームページなどに2カ所というふうに、今、更新はされていないんですが、今は3カ所ですか。2カ所になっています。

〔「3カ所」の声あり〕

○13番（水谷久美子君） その辺もすごい曖昧な位置づけで、一生懸命住民の人がつくっているというのに公には2カ所ですよと、笠郷と上多度ですよというふうな公表をしているわけで、そういったところからしても、本当に足元をしっかりと確認していただきたいなあというように思いますので、いつ、どういうふうに検討していくのか、やる方向で検討するのか、こういうふうに新しい受け皿がこれだけ広がったからやらないのか、やはりこれは大切な課題だと思いますので、その点を確認しておきたいというふうに思います。

それから地方税の歳入の見通しでは、納税者からの税の徴収が課題です。厳しい生活を余儀なくされて税を払いたくても払えないという市民に対し、その納税者の生活再建に寄り添い、その市民が抱える問題解決に国や県、自治体のさまざまな制度を使い、納税実態を通して市民の暮らしや命を助けている滋賀県野洲市の取り組みを昨年の9月議会で紹介し、ぜひ研修に職員を派遣してほしいとお願いし、町長も積極的な姿勢を示されましたが、実現しないし、していないようであります。改めて、滋賀県野洲市や奈良県広陵町の職員を当町に招いて、全職員研修として位置づけ、実現させてほしいと要望したいと思います。広陵町へは、総務民生委員会で既にお願いをしてあります。

税の使い方では、先ほどの総務課長の答弁内容が各課に全職員共有されているのでしょうか。今議会の補正予算に10日間で2,520万7,000円をイベントに使う予算案が提案されました。1日換算で252万円余です。2020年に養老公園が140周年を迎えるに当たり、天命反転地側の桜をライトアップし、3月末、4月上旬の土・日、4日間でイベントをするというもので、業者に委託する金額は1,675万6,000円、ライトアップをすることやイベントを否定するものではありませんが、ライトアップなら業者委託ではなく、観光協会、商工会、観光ボランティア、シルバー人材、大垣養老高校などに呼びかけ、町が持っているイルミネーションで対応するという取り組みになぜしないのでしょうか。イベント内容や2020年の本祭への継続性も具体的に議会に伝わらない中、この予算案を審議した産業建設委員会は、聞くところによると、事業内容を関係機関、行政、議会、住

民が熟議し、今後の方針も含め、十分な説明責任を果たしてから予算執行することという附帯決議を出したというふうに聞き及んでいますが、議会がチェック機関として役割を果たしたことは当然だと思っています。

3連休は忘年会やクリスマスもあり、町内外で議会の様子を知らせる機会がありました。町内では、身の丈に合った税金の使い方をしてほしい。財政再建に苦勞している夕張は、結局、市民がそのツケに苦しむことになるだけ、子や孫の時代のことも考えて貯金をしてほしい。また、町外では、養老町議会の対応が、原案異議なく賛成の議会が多い中、養老町議会の姿がうらやましいという声も聞かれました。

大橋町長3期目就任初の一般会計補正予算は、未設置の全小学校にエアコンをつけるため3億5,783万円が計上される一方、このイルミネーション事業のようなイベント事業の提案がありました。

町長は、3選後の中日新聞のインタビューに、住民と対話し、寄り添っていきたくいと述べられました。町民の方々の言葉には謙虚さもあり、重みもあります。荒っぽい目線、荒っぽい町政運営ではなく、目線を低く、高をくくらず、町民の共感を引き出すような町政にしていきたいと思います。

水道事業については、3連休明けに対応しますとか、役場の勤務時間内に対応しますとは言えない水道課職員の使命がよくわかりました。町民の生活ライフラインを支える課内、協力して総力を挙げ、トラブルに対応していただきたいと思います。

水道法改正に伴う重要案件の審議状況については、逐一、議会に御報告いただけるようお願いしておきます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、自治基本条例についてでございますけれども、先ほど来、地域自治町民会議の設立を待つてというようなお話をさせていただきましたけれども、3期目、この町民会議においては、全地区に何とかして設立をお願いしたいというふうに考えております。できれば町民会議が速やかに立ち上がり、その後、速やかに自治基本条例のほうを設立できるよう準備を進めていきたいというふうに考えております。

それから徴収についてでございますけれども、滋賀県の野洲、それから奈良県の広陵町への職員の派遣ということではなく招致ということですか。一度、ちょっとよく皆様方の御意見もお聞きしながら、招致して職員への研修をするなりをしてみたいと思います。

この徴収問題につきましても、3期目の訓示のときに、部課長クラスの臨戸徴収も含め、なお皆様方に御理解をいただきながら、少しでも滞納率が減るよということを重点の目標にも掲げております。ぜひ、ちょっと参考にしたいと思ひますし、近いところでは、池田町の収納率が大変高いというお話もござひます。さまざまところを研究

しながら、職員にもその自覚を持っていただきたいというふうに思います。

ライトアップにこれだけのお金を使うということでございますけれども、この事業につきましても、県の開園140周年という事業もございまして、それに参加するための事業として、1300年祭の後を引き継いで1300年祭事業のような大規模にはできないけれども、何とか春先の今度は桜の時期にという意味でございます。ただ、お金だけ使って遊興するという意味でもなく、やはり養老町を広くアピールするという意味もありますし、また養老町にたくさんの方が来ていただける観光交流の一環というようなことでございます。さまざまな団体に参加いただいてという話もございまして、ライトアップ、昨年、一昨年の例を見ますと、やはり素人さん方だけではというような意見もございまして、その点はやっぱり委託業者に任せるという結論に達したということでございます。

いずれにしても、私も町民に寄り添いながらという約束をさせていただいております。今後、各団体、それから住民の方々としつかりと御意見をお聞きしながら町政を運営させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔13番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） いただいている時間が15分を切りましたので、少し早口で質問をさせていただきます。

2件目で質問します。

1点目は、国がことし4月に新設した妊婦加算は、妊婦が妊婦健診を除く全ての診療で窓口3割負担が初診230円、再診110円ふえ、最も高い深夜の初診を650円増にした内容です。妊婦は処方箋や検査方法に特別な注意が必要だから加算で評価し、医療体制を充実させようとしてつくられましたが、それが受診の抑制につながったら元も子もありません。

問題にしたいのは、少子化の改善に逆行していることです。世論の批判受け凍結となり、来年1月から改正されることになりましたが、町長はこの妊婦加算を知り得たのはいつでしょうか。また、どのような見解をお持ちになりましたか。

2点目は、4月から妊婦加算分を対象に町単独施策として公的医療費助成をする考えはありませんか。

3点目は、産後1カ月から半年までの産休女性を対象に、産後指導士によるケア事業の新設を提言するものです。

本年9月に朝日新聞が、厚労省研究班が9月5日に発表した産後1年までに自殺した妊婦は、全国で少なくとも2年間で102人、死因はがんや心疾患などを上回り、自殺が最も多かったと報道しました。自殺した時期は102人中92人が産後、年齢別では35歳以上の自殺率が高く、初産婦は2人目出産の約2倍、さらに同研究班は、東京都世田谷区

の妊産婦約1,300人を対象にした心の状態の調査では、2014年です、産後2週間時点での初産婦の25%、4人に1人が鬱病の可能性があると判定しています。

妊産婦は子育てへの不安や生活環境の変化から精神的に不安定になりやすく、同研究班は、産後鬱などメンタルヘルスの悪化で自殺に至るケースも多いと見て、産科施設や行政の連携といった支援の重要性を指摘しています。

出産前に女性をサポートするシステムは、産婦人科助産師、看護師、母子手帳、母親教室、妊婦健診、安産教室、マタニティーヨガ、マタニティーエステなど多くありますが、出産後は子供をケアするシステムは、小児科、理学療法士、管理栄養士、保育士、保健師、ベビーマッサージ、リトミック、子供の3カ月健診などで、ママをケアするシステムはほとんどありません。母子手帳も子手帳にかわってしまいます。

産後女性に必要なケアは、産後の疲労が出やすく、心身が不安定になり、産後鬱の発症率が最も高まる時期の産後1カ月から半年までの母親に対し、行政と産後指導士などが共同で産後ケアをすることを提言するものです。

時間がありませんので続けます。

妊婦加算による医療費助成は、レセプトなど事務的な要因でできないというふうなことが広がっていますが、全国的には乳幼児医療費助成制度のように、妊婦女性医療費助成制度を創設している自治体があります。当町と同人口規模で助成している自治体の負担分の予算は、おおむねどのような金額になっているのでしょうか。西濃圏域2市9町の自治体の中で、平成28年度の養老町の合計特殊出生率は1.10と最下位から2番目で深刻です。

人口ビジョン・「絆を大切にすまちなち養老」では、先ほども述べましたが、合計特殊出生率を維持しつつと記しています。安心して産み、子育てできる環境の整備が強く求められると考えます。

町長は、本年7月23日に開催された小畑地区行政懇談会の挨拶の中で、お金を使った人口減の施策にあらゆる手段をいとわない考え方になったと挨拶されました。具体的なその真意をお聞かせください。

担当課に調査依頼した町の育児相談、母親学級、健康相談実施状況では、その実績から事業の重要性を深く認識することができます。産後ママの受け皿となるメニューは、残念ながらありません。また、養老町子ども・子育て計画や人口ビジョンにも、この産後ママケア事業は創設されていません。

県内では岐南町、そして神戸町がマタニティークリニックと連携し、今年度から取り組んでいるということも聞き及んでいます。尾張旭市や一宮市でも取り組まれています。定員がすぐ満席となり、キャンセル待ちとも聞いています。予算は、産後指導士の人件費と同質で、見守り託児をするママフォロー、一、二名です。実施している自治体では、月1回、2時間程度保健センターなどの公共施設を会場にしています。

新年度に検討し、実施するお考えを伺いたいと思います。

議場に着席されている全ての男性の皆さん、母性本能だけで子供は育つという考えを持っておられるなら、改めていただきたいと思います。

産後女性は24時間365日休みがなく、初めての経験で、自分でもどうしたらいいかわからない中、想像もできないほどの緊張感で過ごしています。社会問題になっている核家族化、晩婚化、出産の高齢化、親世代の定年年齢の引き上げなど社会的な要因、出産後の急激なプロラクチンホルモンの変動で自律神経が乱れ、産後クライシスなど、産後ママの気持ちの持ちようだけで子育てするということでは解決には至りません。産後間もない母親の心身のケアの重要性、必要性をどうか認識してください。

私は、生まれたときの体重が2倍になり、ハンドリガードが始まり、視力や聴力が発達する生後3カ月乳児やお座りができ、寝返りができ、人見知りが始まる生後6カ月の乳児を見ると、本当にここまで頑張ったね、大変だったねと声をかけたくくなります。養老町で安心して子供を産み育てたいと願うカップルの願いに、産後ケアに応える施策を講じるのは行政の責務であると考えます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、御回答を申し上げたいと思います。

妊婦加算をいつ知り、どのような見解を持ったかというまず一つの問題でございます。

私が妊婦加算の件を知りましたのは、8月に職員に対し、町の人口減少対策に伴う施策提案を課したところ、職員の話の中で妊婦加算という言葉聞き、内容を知りました。9月初旬のことと記憶をいたしております。

また、そのときの感想といたしましては、妊婦に薬を処方する際には、胎児への影響を考慮した丁寧な診察が必要であり、一般患者よりもリスクが高いことが妊婦加算の根拠となっているとお聞きをしましたがけれども、少子化が大きな社会問題になっている中、違和感を持ったことを覚えております。

それから、公的医療費の助成の考えということでございますけれども、担当課において、4月以降の妊婦加算額が幾らかを推計するため、国保連に資料提供を依頼したところ、レセプトから事務処理的に妊婦加算額を抽出することは、システムが対応しておらず、現時点では困難であるとの返答がございました。

また、12月19日付で世論の高まりに応じ、厚生労働省が中央社会保険医療協議会に妊婦加算の凍結について諮問し、了承を得たとの報道があったことを踏まえ、当該加算の自己負担額を相殺する形での助成は考えておりません。

それから、産後指導士によるケア事業の新設ということでございますけれども、助産師等の看護職が中心となり、家族などから十分な家事及び育児などの援助が受けられない母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的

とする産後ケア事業は、国が本年3月に発表した調査報告では、事業を実施している市町村は全国で26%にとどまっており、今後実施予定は34%、実施予定なしは29%という状況であり、その主な理由といたしまして、予算や人員確保が難しいことが実施への大きな壁となっております。

県内の実施状況といたしましては、7市町村、西濃圏域では1町で実施しており、今後、実施予定は3市町で大半の32市町村の実施予定は未定の状態でございます。

西濃圏域での実施困難な理由では、委託先がない、マンパワー不足、予算がないなどが上げられ、当町においても委託先となる病院、診療所、助産所がないことが大きな課題となっております。

議員提言の産後指導士は民間資格によるもので、加齢やストレス、生活習慣など、エネルギー物質の生成に支障を来し、減少することによる不調をも取り戻し、改善させることができるオリジナルメソッド（独自の手法）に基づく産後特有の総合的な不調改善のメソッドを認定スクールにより習得した者であり、具体的には体力をつけ、身体を再構築するためのエクササイズ、いわゆる有酸素運動、それから不安定になる心のケア、そしてセルフケアの知識を指導する内容となっております。

国が定める産後ケア事業実施担当者の基準では、助産師、保健師、看護師などの国家資格を有する専門職、心理に関する知識を有する者、育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者で、保健師、助産師、看護師法や医師法などを参考にすることが定められており、法に基づく有資格者であることから、財政が厳しい状況の中で補助対象事業にならない産後指導士によるケア事業の新設につきましては、町単独事業という形で実施することとなり、非常に難しいものと考えております。

当町といたしましては、産後の母親の心や体の不調に対し、核家族化により身近な人の助けが得られないなどの事情がある母親の孤立を防ぐことができる産後ケア事業の必要性は十分に認識しておりますので、町内に委託先となる病院、診療所、助産所がない状況下、県及び西濃圏域市町、医療機関への働きかけにより、広域的な事業実施への環境が整った段階で改めて検討をしてみたいと思います。

なお、保健センターでは、これまでも乳児健診、乳児家庭全戸訪問、育児相談、母親学級等の場において、母子に対する相談・支援を行っておりますが、今後も母親が孤立感を抱くことなく育児ができるよう、引き続き相談・支援に力を入れてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、小畑での私の意見についてでございますけれども、私は就任以来、いわゆるばらまき施策を行う考えはなく、各施策に取り組んでまいりました。基本的にその考えに変更はありませんが、本町の急速な人口減少の現実を目の当たりにし、何とか人口減少のカーブを緩める手だてはないかと考え、さきの発言となりました。

先ほど申し上げたとおり、本年8月に全職員に対し、人口減少対策の施策を提出する

よう命じ、新年度において事業化、予算化できるものがないか、担当部署と協議をしているところでございます。お金を使った人口増の施策を行う上で、貴重な町費、いわゆる税金を投入するからには、費用対効果の見込みのない事業を採用するわけにはまいりません。

今後も職員の知恵を結集し、人口減少対策に取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は2時15分にいたします。

（午後2時02分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、2番 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 議長より指名をいただきました。今回は3つの項目について質問を行います。

まず1つ目に入ります。急激な人口減少に伴う小学校の統廃合について。

皆様御存じのように、全国的な人口の社会的減少により、当町においては、その影響をより強く受け、人口が急激に減少しつつあります。現在、町内に小学校は、養老、養北、日吉、上多度、笠郷、池辺、広幡の7校があります。

先日確認したところ、少子化の影響を受けてか、この中で、1学年に1クラスしかないという学校が7校中6校存在しています。ちなみに、全学年が1クラスしかない学校が4校存在しています。少ないところでは、1クラスに11人しかないという小学校もあります。非常に残念ながら、今後ますます児童数は減少することが予想をされます。

それぞれの小学校で将来的にいつまで、どれだけ1学年1クラス以上を維持することができるのか、つまり2学年を1クラスにするといったような複式化等をせずにという意味です。町ではどのように試算をしているのかお答えください。

2点目、詳しい試算の数字は後ほど回答があるでしょうが、ごく近い将来、現在の小学校数を維持することが困難であろうことは容易に想像ができます。町長は、ネクスト100といって、100年後の養老町の話がされますが、近い将来確実に起こる小学校の児童数減少という課題に対して、どのように対応していくのか、具体的なビジョンをお聞かせください。

3点目、町内の7つの小学校の統廃合について、どのように考えているかお答えください。

以上について、1点目の試算については数字の話ですので、教育総務課長に、2点目、3点目は、総合的な町の将来ビジョンに関する問いですので、町長に答弁を求めます。

○議長（大橋三男君） 田中教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（田中 隆君） それでは、1つ目の質問につきましては、数値的なことをございますので、私のほうから回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、養老町の人口は近年急激に減少しており、平成30年11月30日現在で2万9,131人となっています。

さて、平成27年に策定した養老町人口ビジョンの中では、養老町の将来人口の見通しが示されており、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口では、2040年には2万2,200人まで低下すると見込まれるとしています。さらに、本年3月に公表された同研究所による将来推計人口では、2040年には1万7,572人という極めて厳しい数字が記載されています。

そして、それと歩調を合わせるように、町内小・中学校の児童・生徒数も減少の一途をたどっており、現在、7小学校の合計で58クラス、1,465人であり、今から5年前の平成25年と比較して5クラス、223人も大幅な減少が見られます。さらに、中学校においても現在は24クラス801人であり、5年前と比べてクラス数に変動はないものの、生徒数は30人減少しています。

一方、新年度、平成31年度の小学校新1年生児童の見込み数は、7校の合計で205人であり、ことしと比べて25人少ないものと思われます。また、平成31年度以降においても、子ども・子育て支援計画の人口推計によると、小学校入学を控えた5歳児の数は引き続き減少傾向が見られ、今から9年後、2027年には現在より29%減少するものと予測されています。

さて、岐阜県教育委員会による公立小・中学校の学級編制基準では、小学校の1-3年生は35人、4年生以上は40人が1クラスの基準となっています。

本町の現状を見ますと、広幡小学校や日吉小学校など、複数の学校で基準を大幅に下回っており、今後も大幅な増加は見込めないばかりか、現状を維持することも困難な状態が続くものと思われます。

養老町教育委員会においても、今後の養老町教育のあり方について検討した際、今後の児童・生徒数の推移見通しを試算しており、今から6年後、2024年において、7小学校の児童数は現在より435人減少し、クラス編制は、養老小学校全学年で11クラス、笠郷小学校で8クラス、広幡小学校、上多度小学校、池辺小学校、養北小学校、日吉小学校で各6クラスずつの計49クラスとなり、現在より2割弱の減少が予測されます。

また、先ほどの養老人口ビジョンの中では、本町における出生数の今後の推移も示されており、2035年の出生数は約145人、2040年は約130人であり、現在の7割ほどになるとしています。

さらに、この数字を当てはめると、2040年ごろの小学校新1年生の数は140人前後とはじき出されますが、現実には町教育委員会の2024年の推計値が既に大きく下回っており、現在のまま推移すると、2040年の新1年生の数は100人を割り込むのではないかと

思われ、各小学校の各学年で1クラスを維持することも難しくなるのではないかと思われます。

私からは以上でございます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、私からは2番、3番についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず小学校の統廃合を述べる前に、学校の適正規模について考えてみたいと思えます。

2015年1月、文部科学省が公表した公立小学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとされているものの、適正な規模というのは地域の実情によって異なり、全国一律には決められないものであると思えます。

最初の質問にもありましたように、本町での人口、特に子供の数の減少は著しく、将来は各学校で学級を編制することもままならない日が来るかもしれません。また、学校施設の老朽化に対応するための財源の確保も困難で、財政的な面からも、小学校の統廃合は避けて通れない問題であると思いはいたしております。

しかし、小学校は地域コミュニティーの核的存在であり、教員の教育の場としての役割だけでなく、防災や防犯、まちづくりの拠点としての役割も担っており、地域から小学校がなくなることが与える影響は、はかり知れないものがあると思えます。

また、小規模校のメリットとして、児童一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい、相互の人間関係が深まりやすい、保護者や地域社会との連携が図りやすいなどの利点もあり、コミュニティスクールを進める上で、地域とともにある学校づくりがますます求められています。

なお、小学校の統廃合を考えるに当たり、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえ、保護者や地域住民との丁寧な議論を積み重ねる必要があると思っておりますが、小学校の統廃合といった教育面だけでなく、町内全体の組織再編も含めた今後のあり方についての検討を始めていかなければならない時期が来ているのも事実であると思っております。

このような状況を見たとき、今後もできるだけ地域に密着した学校を維持していきたいと思っておりますので、当面は現在の校区の維持を図っていきたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） ただいまの将来の試算結果を聞くと、既に10年から20年待たずに町内の各小学校での1学年での1クラス以上という現在の状態が維持できないことがわかります。

先ほど課長も答弁されましたが、国の機関である人口問題研究所の最新の統計によると、養老町の人口は3年前に町が発表した養老町人口ビジョンを大幅に下回るものとなっており、さらにこれは、同年、同研究所が発表し話題となった消滅可能性都市が発表された時点よりも、さらに大きく減少するであろうという推計となっています。

この理由は、町が人口減少対策を全くやっけてこなかったというのが原因ですが、今回の一般質問はテーマが人口減少対策ではないので、この話は次の機会とさせていただきます。人口問題研究所のデータは、先ほどの課長の答弁にあった試算をさらに厳しく裏づけするものです。

教育環境はより身近に、かつ少数に対して行うほうがよいということは理解ができます。そういう意味では、1クラス当たりの人数が減っていくというのは悪いことではないのかもしれませんが、町全体の人口規模と財源が縮小していく中では、とても維持していくことはできません。

また、小学校区というのは、まちづくりの基本単位であり、コミュニティー形成の最適単位とも言われます。こういったことから、現在の小学校の重要さはわかりますが、事実上10年だとか、20年というタイムリミットがあることがわかった今、ただ傍観しているわけにはいきません。誰でも廃止したりするような話をしたくないのはわかります。しかし、統廃合のための議論をスタートさせるのは、首長でなければできません。このことを踏まえた上で、いま一度、町長に小学校の統廃合に対する考えをお聞きしたいです。

それともう一つ、小学校の運営コストというのは、一つの学校で数億という単位の数字になるかと思いますが、資料等があればお教えいただきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 田中教育総務課長、自席答弁。

○教育委員会教育総務課長（田中 隆君） ただいまの岩永議員の質問にお答えします。

議員御質問の件につきまして、小学校の規模によりかなりの差がありますが、校舎の大規模改修や教職員の給与等、人件費を除きますと、小学校7校の平均1校当たりで約4,000万円弱ではないかと思われれます。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 議員がおっしゃるように、近い将来には、各学校、各学年で1クラスを維持することもままならなくなる日が来るかもしれません。そしてこの中でも、一部の小学校区での児童数の減少数は著しく、近い将来には複式学級編制の姿も見え隠れしています。

しかし、昨年、町内には東海環状自動車道の養老インターチェンジや名神高速道路・養老サービスエリアのスマートインターチェンジが設置されるとともに、周辺道路も徐々に整備されるなど、インフラの整備は着々と進んでおります。また、町でも両インターチェンジを中心に企業誘致を進めており、養老インターチェンジ付近ではサラダコ

スモの進出も決まっております。さらには、昨年開催した養老改元1300年祭の効果で、養老町の知名度も確実に上昇をいたしております。

もちろん、町の知名度アップや企業の誘致、進出が、即、人口、特に子供の数の増加に直結するとは思えませんが、企業が誘致されることによる人口増加も期待できるところでございます。また、知名度アップによって養老町にもたらされるその効果も大きいというふうに考えざるを得ません。

今後も、より積極的に企業誘致や少子化対策に力を入れてまいりますので、先ほど申し上げましたように、当面は現状を維持し、小学校を核としたコミュニティーづくり、小さくてもコミュニティーのしっかりしたところに人が集まるということで、協働のまちづくりを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 今回の一般質問をしてわかったことは、現執行部には、人口に対して願望にも似た思いはありますが、将来展望がないということです。

地方の人口減少は社会的な要因による減少です。相当努力しても維持すらままならないというのがこの問題の深刻なところですが、しかも、養老町では人口が減少する現状を把握しながらも、近隣市町と比べて、全く何の対策もしてきていないのです。にもかかわらず、今回質問した小学校の児童数減少に伴う学校の統廃合に関しては、楽観して現状を維持するという根拠を伴わない答弁がなされます。この責任感のなさはどういふことでしょうか。抜き差しならない状況に至ってからは問題の解決はできません。小学校統廃合は明らかに目前に迫った問題です。考えが甘過ぎる。話になりません。

今回、問題提起をしましたので、今後は早急に議論を初めとして、さまざまな起こり得る事象に対して対応するよう指摘して、次の質問に移りたいと思います。

頻発する、たび重なる公金取り扱い不適切処理への対応について、質問をさせていただきます。

前回の議会では、昨年度に発生し公表が大幅に遅くなった町職員による公金取り扱い不適切処理とその対応について一般質問を行いました。このときは、職員による公金の不適切処理の内容以外にも、使途不明金の精査が行われなかったり、この使途不明金について所管の課長が自腹で弁済したりと、通常では考えられない処理が数多く確認されました。

今回は、中央公民館において、金額こそ少額ではありますが、切手の保管において、町が定めた公金等取り扱いチェックマニュアルに違反する処理が行われていたことが発覚しています。

前回、私からの質疑に対して、二度と起きないように各課に徹底させると強く語った答弁は、その場しのぎで一般質問に回答をしているだけで、実際には完全に空手形でした。舌の根も乾かぬうちには、まさにこのことです。

公金等管理適正化検討委員会の座長でもある副町長に見解の答弁を求めます。

次に、公金の適正な取り扱いについて全職員へ徹底するための方法とはどんなことなのか、具体的な手法をお知らせください。

○議長（大橋三男君） 副町長 柏渕裕昭君。

○副町長（柏渕裕昭君） 9月議会で公金の徹底管理について御指摘があったところに、今回、切手とともに現金が保管されていたと、適正な管理ができていなかったことに関しまして、深くおわび申し上げます。

平成30年、本年8月の中央公民館の定例監査におきまして、切手とともに現金が保管されたままになっておりまして、監査委員さんから指摘がございました。昨年度の定例監査において現金があることが口頭で指摘されていたにもかかわらず、それへの対応をしないまま今年度の定例監査を受け、再度指摘されたものでございます。

公金等の事務取扱につきましては、9月の課長会議で公金等取り扱いチェックマニュアルを配付し、全職員に周知・徹底を図るとともに、本年11月に公金等管理適正化検討委員会を開催し、公金等の取り扱いについて再点検を指示したところでございます。

今後は全職員に対し、事務のチェック体制の強化と公金等に対するこれまでの意識を改革し、二度とこのようなことがないよう再発防止に取り組んでまいります。まことに申しわけございませんでした。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） そもそも公金取り扱いマニュアルとは、町職員が横領をして1,000万円以上の損害を出した齋苑問題をきっかけに、今後こういったことが起こらないようにするための仕組みづくりとして策定されたものですよね。こうも次から次へと遵守すべきルールが破られるというのは、完全にシステマ的なエラーであり、再び齋苑問題のような重大事件が発生する可能性があるということじゃないですか。

前回のときがよい例です。事なかれ主義の典型ですが、第三者による検証ではなく、行政内部の一部の人間だけで協議をし、問題はないとして、詳細な調査や解明を行わずに安易に収束を図る。とるべき人が責任をとらず、何となくその場がおさまればいい。そんなことをしているから何度も何度も同じような問題を繰り返すのではないですか。

今回所管する施設で起きたということで、生涯学習課長にも見解をお聞きしたいです。

もう一点、切手の管理において、その場所に本来あるはずのない現金があったわけですが、これは何のお金だったのですか。

以上の2点に答弁を求めます。

○議長（大橋三男君） 古川生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（古川一夫君） それでは、私のほうから見解を説明させていただきます。

中央公民館では、公金等管理適正化に係る公金等取り扱いチェックマニュアルに従うことがなく、それまでの慣例に従って、指摘を受けるまで、切手の取り扱いに関しまして関係書類との突合ができておらず、管理・確認体制が不十分でございました。

切手とともに保管してあった現金は、いつごろから、誰がどのように行ったのかの事実は、私のところで確認はできませんでしたが、切手等金券類を現金にかえたものと考えられます。

今回の件につきましては、中央公民館の定例監査前に中央公民館の事務処理が公金等管理適正化に係る公金等取り扱いチェックマニュアルに従い、適正に処理されているかどうかの事前チェックを実施しておらず、対応ができておりませんでした。

今後は、定期的に関係職員とともに、公金等管理適正化に係る公金等取り扱いチェックマニュアルに従い、適正に処理されているかどうかを確認させていただきまして、再発の防止に努めさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 相次ぐ行政のお金に関する問題に対して、町民の間では不信感が強くなっています。いま一度体制を見直し、気を引き締め直す必要があります。起きてしまったことに関しては、責任をとる以外の方法はありません。ですが、きっと今回もトップは責任をとらないでしょう。この言葉は何度目になるかわかりませんが、二度と起こらないような仕組みづくりを早急に行ってください。繰り返す不祥事に、私だけではなく、本当に多くの町民が落胆と失望を感じています。

3つ目の質問に移ります。

期待された事業実績の伴わない三セク会社からの撤退を提案する。

4年前、町による出資に当たって、議会での否決を不服として県下で初めてとされる町長による再議と、3分の2という高いハードルさえも超えての再否決がなされた設立に当たってもめにもめた三セク会社、養老の郷づくり会社ですが、その後、紆余曲折を経て、平成27年5月に設立されています。

当初広げたまちづくりを担うという大風呂敷の事業計画は鳴りを潜め、現在までに確認できる事業は、ほかにも町内で行っている事業者がある水の販売だけです。年に一度の決算報告を見ても、この三セク会社が法人企業として稼働している様子はほとんど見受けられません。

提案します。これだけ年数が経過しても、まちづくりに参画できていないという様子で、やはりこの三セク会社に関する施策は失敗です。この上は、町民の大事なお金である約500万円の出資金を回収できる今のうちに、三セク会社からの撤退を行うことを提案します。

以上について見解を求めます。

また、撤退する場合の手続方法についてもお知らせください。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

養老の郷づくり会社は設立してから数年が経過していますが、観光振興や新エネルギー、文化、芸術の分野等でいろいろと事業を検討されてまいりました。また、養老町のミネラル豊富な地下水に着目するなど、さまざまな事業が計画を立てられているとお聞きをしております。しかし、残念ながら何か特化した事業で利益を得るまでには至っておりません。

仮に撤退となった場合の手続でございますが、出資金の返還はあり得ませんので、株式の譲渡になると想定をされます。この株式の譲渡に関しては、定款でも記載しておりますが、公開株ではございませんので、取締役会での承認が必要となります。

しかし、今のところ撤退ということは考えておりません。思うように事業が進んでいない状況ではありますが、以前お示しした田園エリアには、企業が進出を計画されたり、民間が手がける大型プロジェクト事業など、外国人観光客をターゲットにしたジェットラグ的な施設も建設整備されつつあると拝見をしております。

何度もお話ししておりますが、このような事業は成果が出るまで長い時間が必要であり、いずれ必ずよい結果が出ると確信をいたしております。本町の輝かしい未来、その礎となるよう期待しているところでございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） 撤退に当たって出資金の引き揚げができないというのは、ちょっと初耳で、今、困惑と驚きなんですけど、皆さんは知っていましたかね。

ちょっと驚いていますけれども、どうですか、ほかの人。かなり今、衝撃的なコメントをいただきましたけれども、この問題は、また今後引き続き考えていくとしまして、あとどれだけ待っても同じことです。そもそも、決算報告を見ると人件費が発生していないんです。出資会社の職員が兼務しているという話も聞きますが、三セク会社が稼働していたら、そもそもそんな兼務状態で、しかも人件費も不要などということはあり得ません。

三セク会社の質問をするたびに町長は、町が出資はしているが、普通の民間企業と同じだという旨の発言を繰り返しています。それなら、三セク会社ではなく民間の企業としてやっていってもらえばいいじゃないですか。大体、普通の企業がこんな開店休業状態なら、とっくに倒産していてもおかしくありません。町民の貴重なお金を稼働していない会社に入れておく必要はないんです。

養老町で今入れてある返還が難しいという話ですけれども、500万円といえ、十分別の事業を展開できるだけの予算です。失敗は失敗と認め、こだわりを捨てて、本当の

意味での次の100年のまちづくりを始めてください。まちづくりを担う民間の会社を町内に1つつくったという実績で十分じゃないですか。

どうですか、町長。今からその撤退に関しての方法を模索していただきたいと思うんですけども、これについての見解は出ますかね。

○議長（大橋三男君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） まず、先ほどの投資が回収できないという意味についてのお答えをさせていただきたいと思います。

これは、商法でございますので株式でございます。ですから、株式を引き揚げるといふわけにはまいりませんので、株式をお金にかえるということで、株をどなたかに譲渡し、それから回収するという意味でございますので、返還不可能という言葉では申し上げましたけれども、このお金を回収することは可能であるというふうにお受けとめいただきたいというふうに思います。

それから、私は、当初から株式会社でございますので、民間の運営に任せたいというのが本音でございます。これは今も変わりはありません。そして、この会社が、今、休業状態のように映りますけれども、親会社といいますか、一つの会社の社長がこの会社の取締役も占めているわけでございますけれども、今そのプロジェクトに乗っていけば、この会社はやがて大きな意味を持つというふうに常に申し上げております。ですから、早々にこの会社を閉鎖するというような考えはないということをお願いしているということでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 岩永義仁君。

○2番（岩永義仁君） どうあっても、どれだけ言っても撤退する意思はなさそうです。今のやりとりを見てもらえばわかると思いますが、稼働していない三セク会社を維持し続ける、これはもう政策と呼べるものではなく、ただの願望であり、失敗を認めたくないためにわがままを言っているのと同じです。

この上は、町民のために使われるべきお金である出資金が一円でも損なわれることのないよう、出資者として監視と指導を行って行ってください。間違っても、この会社に町の予算を投入するなどという事態が起きないことを願いつつ、かつそうあるよう指摘して、今回の私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（大橋三男君） 以上で、2番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（大橋三男君） これをもって会議を閉じます。

なお、議会最終日は、あす12月27日木曜日午前9時30分より再開をいたします。本日は御苦労さまでした。

(散会時間 午後 2 時48分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月26日

議 長 大 橋 三 男

議 員 林 輝 見

議 員 青 山 貞 一

